

## 特記仕様書(案)

〔令和8年度 自転車通行環境整備の効果検証等業務委託〕

## 特記仕様書(1)

### 1 業務件名

令和 8 年度 自転車通行環境整備の効果検証等業務委託

### 2 業務期間

契約日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日

### 3 業務区域

市内一円

### 4 業務概要

建設局では、昭和 48(1973)年から市内周辺部の幹線道路を中心に、歩道内の自転車通行空間(自転車歩行者道)を約 182km 整備してきた。一方で、平成 23(2011)年の警察庁通達等を契機に自転車の車道通行が原則であることが改めて徹底され、平成 28(2016)年の国ガイドラインでは自転車歩行者道が整備形態から除外された。

本市ではこれを踏まえ、平成 28 年に「大阪市自転車通行環境整備計画」を策定し、矢羽根等の整備により市内中心部で約 78km の自転車通行環境を整備してきた。今後は国ガイドラインに示される完成形態(自転車道・自転車(専用)通行帯等)に沿った整備を進めていくが、対象路線は約 280km に及び、市域の多くが DID(人口集中)地区であり、道路空間に余裕がない路線も多いことから、車線削減や空間再配分を伴う検討が生じ、費用・期間、交通容量の超過などの課題が見込まれる。

このため本業務では、本市の既存ストックであり、歩道空間として余裕がある自転車歩行者道において、歩行者の安全性、沿道利用、交差点条件等や道路状況を踏まえ、路線特性に応じた最適な自転車通行環境のあり方および対策案の検討を行う。分析においてはビッグデータ等の数値的なデータに加え、現地観測等によるデータも活用し、事故データに現れにくいリスクも含めて要因を整理する。

また、既存ストックを有する大阪伊丹線(なにわ筋)に新たな鉄道駅が整備される場合には、地下鉄工事による道路復旧に際し、従来形態の単純な復旧に留まらず、最適な自転車通行環境の整備形態の検討を行う。この際、大阪伊丹線(なにわ筋)の特性や周辺施設の状況、駅周辺の歩行者集中や動線の変化等を複合的に考え、整備計画案を作成する。

さらに、整備済みの自転車ネットワーク路線において、車道通行状況や順走率等を把握して効果と課題を検証し、その結果に基づき路線状況に応じた追加対策の検討を行う。

## 5 管理技術者の資格及び実績要件

本業務では管理技術者を配置することとし、管理技術者は、次の各号にあげる事項にいずれも該当すること。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当していること。

(ア) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(イ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(ウ) 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

(エ) RCCM(「道路部門」、または「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。

(2) 平成28年度以降に、以下の実績「①、②」について、元請けの技術者として従事した実績を満たすこと。

①官公庁発注の自転車通行環境整備における道路空間の再配分の設計業務

②官公庁発注の交通ビッグデータ等の利用データを用いた事故分析(ヒヤリハット分析、危険挙動の抽出等)業務

(3) 受注者と直接雇用関係を有していること。

## 6 照査技術者の資格及び実績要件

本業務では照査技術者を配置することとし、照査技術者は、次の各号にあげる事項にいずれも該当すること。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当していること。

(ア) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(イ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「道路」、または「建設-都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(ウ) 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

(エ) RCCM(「道路部門」、または「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。

(2) 平成28年度以降に、以下の実績「①、②」について、元請けの技術者として従事した実績を満たすこと。

①官公庁発注の自転車通行環境整備における道路空間の再配分の設計業務

②官公庁発注の交通ビッグデータ等の利用データを用いた事故分析(ヒヤリハット分析、危険挙動の抽出等)業務

(3) 受注者と直接雇用関係を有していること。

7 担当技術者の実績要件

本業務では担当技術者1, 担当技術者2を配置することとし、平成 28 年度以降に元請けの技術者として従事した以下の実績(ア.イ.)を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。

<担当技術者1>

ア. 官公庁発注の自転車通行環境整備における道路空間の再配分の設計業務

<担当技術者2>

イ. 官公庁発注の交通ビッグデータ等の利用データを用いた事故分析(ヒヤリハット分析、危険挙動の抽出等)業務

8 照査技術者及び照査報告

本業務の実施にあたっては業務委託共通仕様書( I -2-1-1-5)に基づき、第6項に定める照査技術者を配置し、業務委託共通仕様書( I -1-1-1-8)の規定に従い、照査を実施することとする。また、管理技術者は、照査技術者によりとりまとめられた照査報告書を確認し、監督職員に提出するものとする。

## 特記仕様書(2)

### 1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成 28 年 9 月)〈令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用〉(以下、「業務委託共通仕様書」という。)」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>共通仕様書のダウンロード>業務委託共通仕様書>業務委託共通仕様書(平成 28 年 9 月)〈令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用〉」を参照すること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

### 2. 単価及び歩掛の適用年月について

設計業務委託等技術者単価および公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和 8 年 2 月 17 日付で示された「令和 8 年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

### 3. 監督職員

- (1) 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- (2) 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。

### 4. 成果品の納入

- (1) 本業務の成果品の提出部数は以下の記載のとおりとする。なお、特記仕様書(3)に記載の業務遂行に必要な資料の部数については、監督職員と協議すること。
  - ・報告書電子データ一式(PDF 及び編集可能なファイル)DVD 等メディア 2 部
  - ・報告書(A4 サイズ、パイプ式ファイル)2 部
  - ・報告書概要版(A3 サイズ、数ページ)10 部
- (2) 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。
- (3) 監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。
- (4) なお、データの提出に際しては、ウィルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウィルス検査の結果を監督職員に報告すること。

## 5. その他

- (1) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

## 特記仕様書(3)

本特記仕様書は、令和 8 年度 自転車通行環境整備の効果検証等業務委託に適用する。

### 「1」業務内容について

#### <第1号業務> 検討等業務①

##### 1 現地踏査

本市が指定する自転車歩行者道の箇所(別紙1 位置図1)について、現地踏査を行い、現地状況を把握する。現場状況はインターネット(Google ストリートビュー等)を活用し、必要に応じて随時実施することとし、設計変更の対象としない。

##### 2 自転車歩行者道の現況調査

###### (1) 事故調査

位置図1の箇所について、交通管理者のオープンデータ等を活用し、過去5年の自転車関連事故の発生状況を分析する。発生場所や事故内容、事故類型、当事者種別、年齢別などによる分類分けを行うこと。資料については、地図と表で管理すること。

###### (2) ビッグデータ等を活用した事故リスク調査

(1)と同様の路線を対象として、自転車関連事故発生リスク(ヒヤリハット)があった路線について、(1)同様にとりまとめを行う。なお、分析に用いるビッグデータなどの数値的データについては、受注者で取得するものとする。

###### (3) 事故調査結果を受けた考察

(1)、(2)の結果より、自転車歩行者道の事故および事故リスクがある箇所の特徴を考察すること。また、根拠についても併せて整理すること。

#### <第2号業務> 検討等業務②

##### 1 既存ストックにおける最適な整備のあり方および対策案の検討

###### (1) 自転車歩行者道における自転車通行環境の整備のあり方の検討

<第1号業務>の考察を基に、自転車歩行者道の事故や事故リスクを減少させるために必要な整備のあり方について、費用対効果を考慮のうえ検討すること。

## (2)優先整備路線における整備形態の提案

大阪市自転車通行環境整備計画【令和 8 年 3 月改定】の優先整備路線のうち自転車歩行者道を有する路線について、前述までの検討をもとに、整備形態および対策を整理すること。

## (3)2031(令和 13)年 3 月の計画改定を見据えた整備計画(10 年間)の作成

大阪市自転車通行環境整備計画【令和 8 年 3 月改定】の優先整備路線のうち、自転車歩行者道を有する路線の整備時期について、スケジュールを作成すること。また、各年度の概算事業費についても平準化を考慮のうえ算出すること。

## 2 整備済み自転車ネットワーク路線の効果検証

本市の市内中心部に整備してきた、自転車ネットワーク路線について、過年度の交通量調査の結果(車道通行状況や順走率等)等を基に、整備効果や課題を抽出し、路線別の追加対策の検討を行うこと。過年度の交通量調査資料については、発注者から受注者へ提供する。

## 3 大阪市自転車通行環境整備マニュアルの改定案の作成

自転車通行環境整備に係る基準、設計上の考え方等の要点を分かりやすく整理し、庁内関係部署が共通理解の下で計画及び設計を行えるよう、本市が提供する過年度資料を基礎資料として、平成 29 年度版「大阪市自転車通行環境整備マニュアル」の改定案を作成すること。

### <第3号業務> 検討等業務③

#### <道路空間の再構築に伴う自転車通行環境の検討・概略設計(大阪伊丹線(なにわ筋))>

##### (1) 現況調査および状況整理

対象箇所は、「別紙2 位置図 2」のとおりである。

対象箇所において、<第2号業務>(1)の整備のあり方の検討に必要なデータ収集を行い、路線状況や特性を整理すること。

##### (2) 整備効果を踏まえた具体的な検討

<第1号業務>及び<第2号業務>の検討結果(事故との関係性等)を踏まえ、自転車通行環境の整備形態を選定すること。

##### 1) 交通量の算出

対象箇所について、令和 13 年になにわ筋線事業の施工が完了し、新たに駅舎ができる。そのため、駅舎の利用者を考慮した交通量を算出すること。なお、想定される駅舎の乗降者(利用者)数および、新たにできる駅舎出入口の位置については発注者から受注者へ提供する。

## 2) 整備形態の選定及び根拠整理

対象箇所について、提供資料および1)の検討結果を基に、複数の整備パターンを実現性や安全性、利便性等の面から比較検討し、最適な整備形態を選定すること。

## (3) 自転車通行環境概略検討【道路概略設計(B)】

対象箇所において、第6号業務の平面図作成の成果を基に、自転車通行環境(自転車道等)の整備について概略を検討し、計画平面図及び縦横断面図、構造物等の一般図、概略数量計算書、概算工事費等を作成すること。検討の際には、複数の整備パターンを実現性や安全性、利便性等の面から比較検討し、最適な整備形態を選定すること。

### (作業区分内容)

#### ア 道路概略設計(B)対象範囲

設計計画	○
現地踏査	○
路線選定及び主要構造物計画	○
設計図及び関係機関との協議資料作成	○
概算工事費算出	○
照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

#### イ 道路概略設計(B)補正条件

地形	市街地
車線数	6~7車線
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

### (業務にあたっての留意点)

ア 道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整

備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。

イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこと。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応じて検討・提案すること。

ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。

エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

#### (4) 詳細設計時の申し送り事項

本委託で行う概略設計を踏まえ、本業務以降に行う詳細設計で留意する点について、簡易的に仕様書としてまとめること。

#### (5) イメージパースの作成

概略設計において、対外に説明する際に具体的に整備前、整備後がイメージできるパースを作成すること。

### <第4号業務> 検討等業務④

#### <道路空間の再配分に向けた検討>

##### 1 自転車通行空間創出手法の検討及び計画

対象箇所は、以下のとおりである。(別紙3 位置図3 参照)

大阪枚岡奈良線(約2.7km)

九条梅田線(約3.7km)

##### (1) 自転車通行環境(自転車道等)詳細検討【道路詳細設計(B)※予備設計なし】

対象箇所において、第6号業務の平面図作成の成果を基に、自転車通行環境(自転車道等)の整備について詳細を検討し、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。

また、自転車通行環境(自転車道等)の整備にあたり、自転車駐車場の改良・移設が必要となる場合は、併せて詳細検討(設計)すること。なお、既存の道路空間(車道、歩道、植樹帯、路上施設等)を前提に、自転車通行の望ましい整備形態(完成形態)の空間を創出するため、道路空間の再配分を含めて検討し、実現可能な整備形態について選定方法を整理する。

(作業区分内容)

ア 道路詳細設計(B)対象範囲

設計計画及び施工計画	○
現地踏査	○
平面縦断設計	○
横断設計	○
道路付帯構造物・小構造物設計	○
仮設構造物・用排水設計	○
設計図	○
数量計算	○
照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

イ 道路詳細設計(B)補正条件

地形	市街地
車線数	3~4車線
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

(業務にあたっての留意点)

ア 道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。

イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこと。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応じて検討・提案すること。

ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。

エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

<第5号業務> 検討等業務⑤

<道路空間の再配分に向けた検討>

1 自転車通行空間創出手法の検討及び計画

対象箇所は、以下のとおりである。(別紙 4 位置図 4(大阪伊丹線は別紙2 位置図 2)参照)

大阪八尾線 (約 1.0km)

四天王寺異線 (約 1.3 km)

九条中通線、東西 2 号線 (約 1.3km)

大阪臨海線 (約 4.4km)

大阪伊丹線 (約 5.4km)

(1) 自転車通行環境(自転車道等)詳細検討【道路詳細設計(B)※予備設計なし】

対象箇所において、第6号業務の平面図作成の成果を基に、自転車通行環境(自転車道等)の整備について詳細を検討し、計画平面図及び縦横断図、構造物等の一般図、工種別数量計算書を作成すること。

また、自転車通行環境(自転車道等)の整備にあたり、自転車駐車場の改良・移設が必要となる場合は、併せて詳細検討(設計)すること。なお、既存の道路空間(車道、歩道、植樹帯、路上施設等)を前提に、自転車通行の望ましい整備形態(完成形態)の空間を創出するため、道路空間の再配分を含めて検討し、実現可能な整備形態について選定方法を整理する。

(作業区分内容)

ア 道路詳細設計(B)対象範囲

設計計画及び施工計画	○
現地踏査	○
平面縦断設計	○
横断設計	○
道路付帯構造物・小構造物設計	○
仮設構造物・用排水設計	○
設計図	○
数量計算	○
照査	○
報告書作成	○

※○印は本業務の対象範囲を示す。

### イ 道路詳細設計(B)補正条件

地形	市街地
車線数	3～4車線(大阪八尾線、 大阪伊丹線:6～7車線)
複断面	無し
歩道設計	有り
暫定計画	無し
取付道路、付替水路等	有り
道路環境関連施設	有り
特殊法面	無し
工区分割	無し
地盤改良	無し
現道拡幅等で車線変更等	無し

(業務にあたっての留意点)

ア 道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯等に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定し、自転車通行空間の整備形態を選定し、交通管理者等へ協議する。

イ 交通管理者をはじめとする関係機関との協議において発生する改良案等については、監督職員の指示に基づき、構造物の配置など随時検討・修正を行うこと。また、法定外の路面表示の記載内容、設置方法などについては、必要に応じて検討・提案すること。

ウ 平面図作成においては、街区毎に数量がわかる図面を作成し、引き出し線、番号、凡例、集計表等を記載し、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。

エ なお、関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。

## 2 図面・数量計算書等修正

過年度の自転車通行環境(自転車通行帯等)詳細設計成果や発注済工事における平面図、数量計算書等について、交通管理者等との協議の結果や現場状況の変化を踏まえ、平面図(縮尺 1/500～1/1000)、工種別数量計算書等の修正を行うこと。修正の内容については、監督職員が指示するものとし、図-1に示す路面表示(自転車マーク、矢印、矢羽根型路面表示、自転車通行帯等)の配置修正や舗装補修範囲等の図示、修正に伴う数量の拾い出し、道路現況の図示など軽微なものとする。

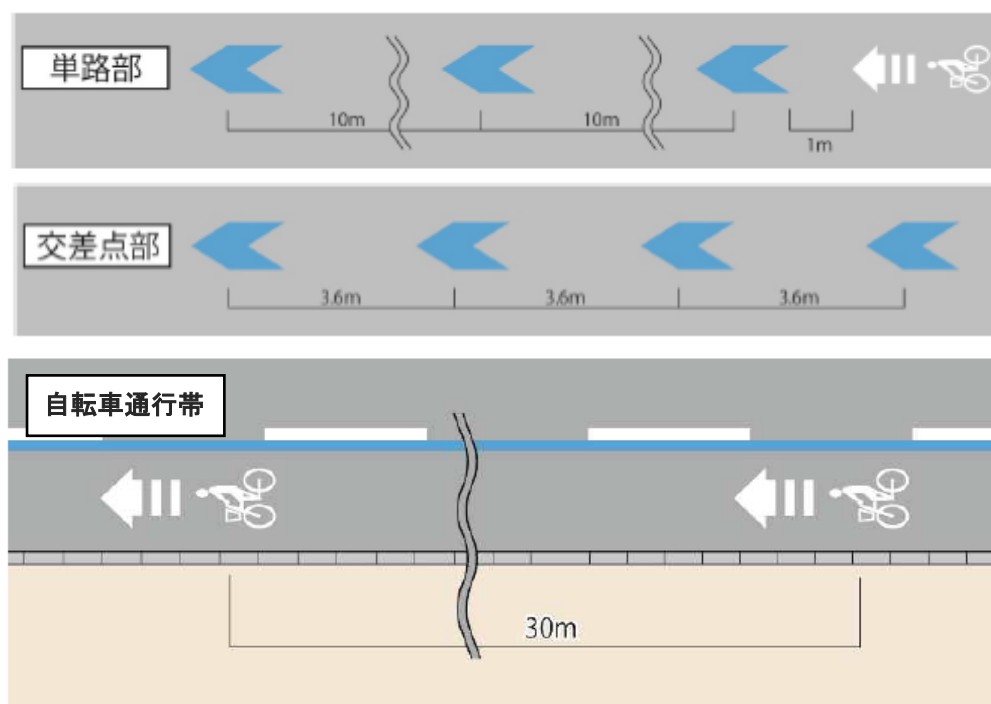


図 - 1 自転車通行環境整備に係る路面表示例

### 3 関係機関協議資料作成(交通管理者・埋設企業者・鉄道事業者等)

<第1号業務>～<第5号業務>にかかる自転車通行環境の整備形態の選定および整備計画案について、関係機関協議資料(図面作成及び公安協議資料等)を作成すること。

(業務にあたっての留意点)

- ・関係機関協議により変更が生じる場合は、協議内容を反映し修正すること。
- ・状況に応じて、資料説明や協議への出席、議事録の作成と確認等を行うこと。

#### <第6号業務> 測量等業務①

##### 1 測量業務

本業務は、本市が指定する道路(<第3号業務>、<第4号業務>、<第5号業務>の対象箇所)の計画・設計に必要な図面の作成を行うものである。なお、測量業務を実施するために官公庁との協議が必要な場合は、速やかに手続きを行い、協議事項に従って業務を行うものとする。また、発注者が行う官公庁との協議に対して資料の要求等があれば協力すること。

測量作業については、本市より貸与する車載写真レーザ点群測量(車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量)の成果を基に、数値地形図(平面図及び中心線、縦横断面図)を作成すること。

### 1)平面図作成

測定の対象となるものは、既設道路状況(舗装材・視覚障がい者誘導用ブロック等)、道路に面した家屋の各部(敷地境界・出入口の位置・家屋名称)、道路施設、道路附属施設、各境界ブロック、樹木、側溝、集水柵、各種人孔、各種柱類、区画線、鉄道、堤防、田畑、橋梁及び交差する道路等とする。

平面図の縮尺については、監督職員と協議のうえ、決定する。また、平面図には20m毎に測点を記入するものとする。

### 2)中心線、縦横断図作成

中心線は、業務委託共通仕様書(Ⅱ-2-5-1-3)に基づき作成する。

縦断図は、原則として20m毎に地盤高を取得し、途中の地盤(線形)等変化する所及び交差する道路の中心交点も図化するものとする。

横断図は、縦断測点の道路中心線に対して直角に行い横断方向の地盤高変化点についても図化すること。

## 「2」 設計協議

業務着手時においては管理技術者、成果品納品時においては、管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。

中間打ち合わせは原則1回/月とするが、協議等により変更できることとする。ただし、受注者の理由によるものは設計変更の対象としない。

本市監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

## 「3」 報告書概要版の作成

今回業務の検討内容成果をとりまとめた報告書概要書を作成する。また、報告書概要版には、ダイジェスト版及びその他関係資料を作成し、添付するものとする。

- ・ ダイジェスト版として、A3サイズ 数ページを作成すること
- ・ また、報告書については、受注者は業務の成果として、業務委託共通仕様書(Ⅰ-2-1-1-13)設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、事項について解説し、取りまとめるものとする。

- 1 計画の概要
- 2 地域の現況及び関連協議資料
- 3 各種検討の経緯とその結果
- 4 その他必要事項

#### 「4」 貸与資料

貸与資料は、その都度、監督職員より貸与するものとし、監督職員の請求があった場合は速やかに返納しなければならない。また、借用簿を作成し監督職員に提出しなければならない。

#### 「5」 指定部分等について

本業務は2カ年を予定しており、各年度の業務内容は次のとおりである。

実施年度	業務内容
令和8年度	第1号業務、第4号業務
令和9年度	第2号業務、第3号業務、第5号業務、第6号業務

令和8年度に完了した業務内容については、令和8年度末に履行確認のための検査を行い、部分払いを行うこととする。ただし、業務内容に変更があった場合はその限りではない。詳細については、監督職員と協議のうえ決定する。

#### 「6」その他

- 1 履行期限については、以下のとおりとする。  
第1号業務:令和9年3月31日  
第2号業務:令和10年3月31日  
第3号業務:令和10年3月31日  
第4号業務:令和9年3月31日  
第5号業務:令和10年3月31日  
第6号業務:令和10年3月31日  
なお、上記、履行期限までに各業務の成果品を提出することとする。
- 2 本督職員が指示した事項については、指定した期間内に成果としてまとめ、報告すること。他の業務等の理由での業務遅延は認めない。  
上記項目やその他の内容について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行い、指示を受けること。
- 3 第1号業務および第4号業務については令和9年3月末までに履行確認のための検査を行うこととする。なお、詳細については監督職員と協議の上、決定することとする。
- 4 上記項目やその他の内容について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。
- 5 発注者、各事業関係者および第三者等との間で生じる一切の紛争一切の紛争(本業務を行うにつき発生したものを除く。)の解決は、紛争当事者間で図るものとし、受注者はその紛争に一切関与しない。ただし、事業に関する紛争で発注者が当事者となっているもので、かつ発注者の依頼があるときに限り、事業に関する技術的説明の限度で、発注者に助言する。

## 特記仕様書(4)

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:請負者)

## 特記仕様書(5)

### 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

#### 生成 AI の利用規定

生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

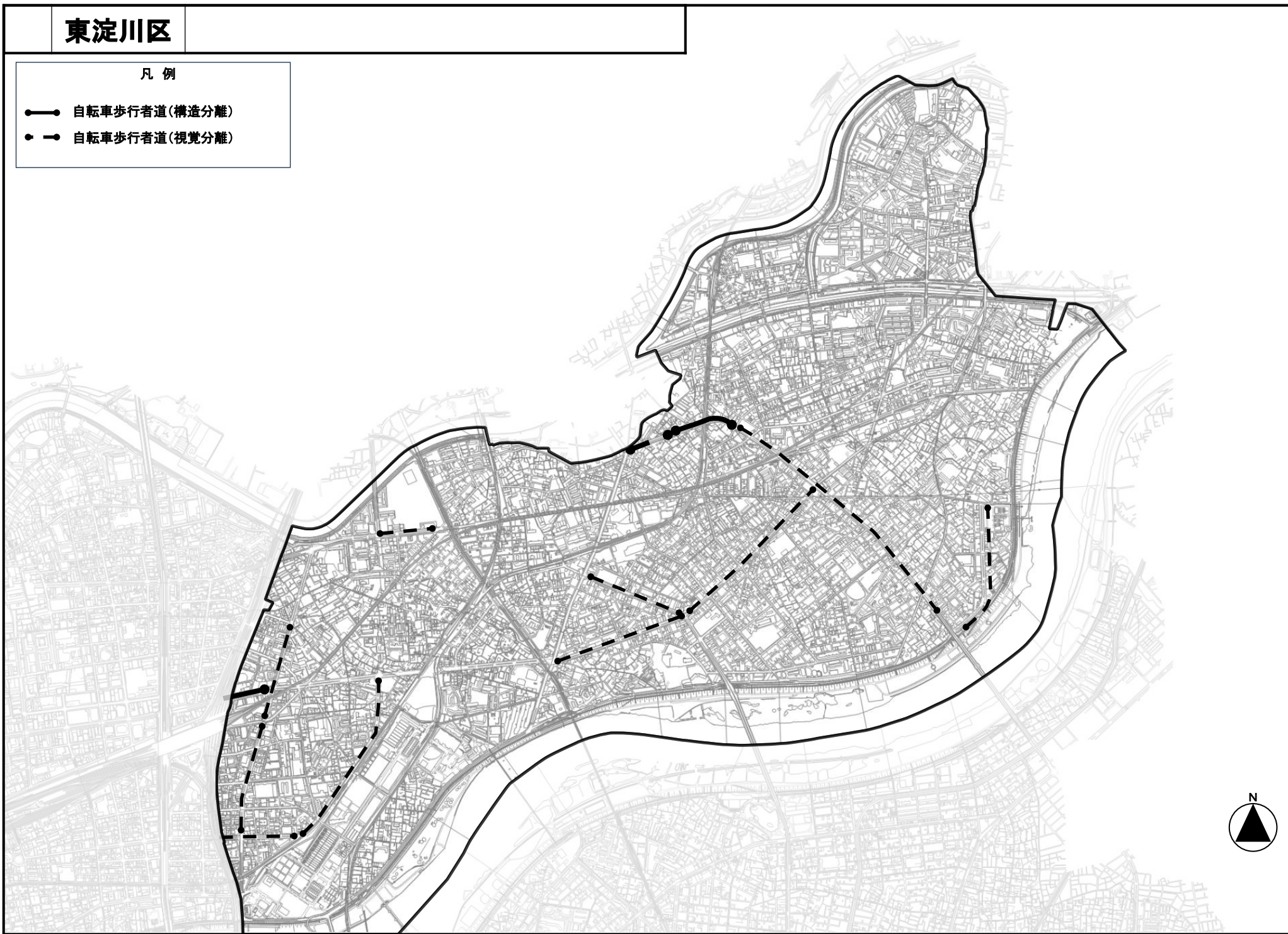
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他人の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。

- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

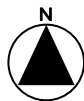
# 東淀川区

## 凡例

- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)

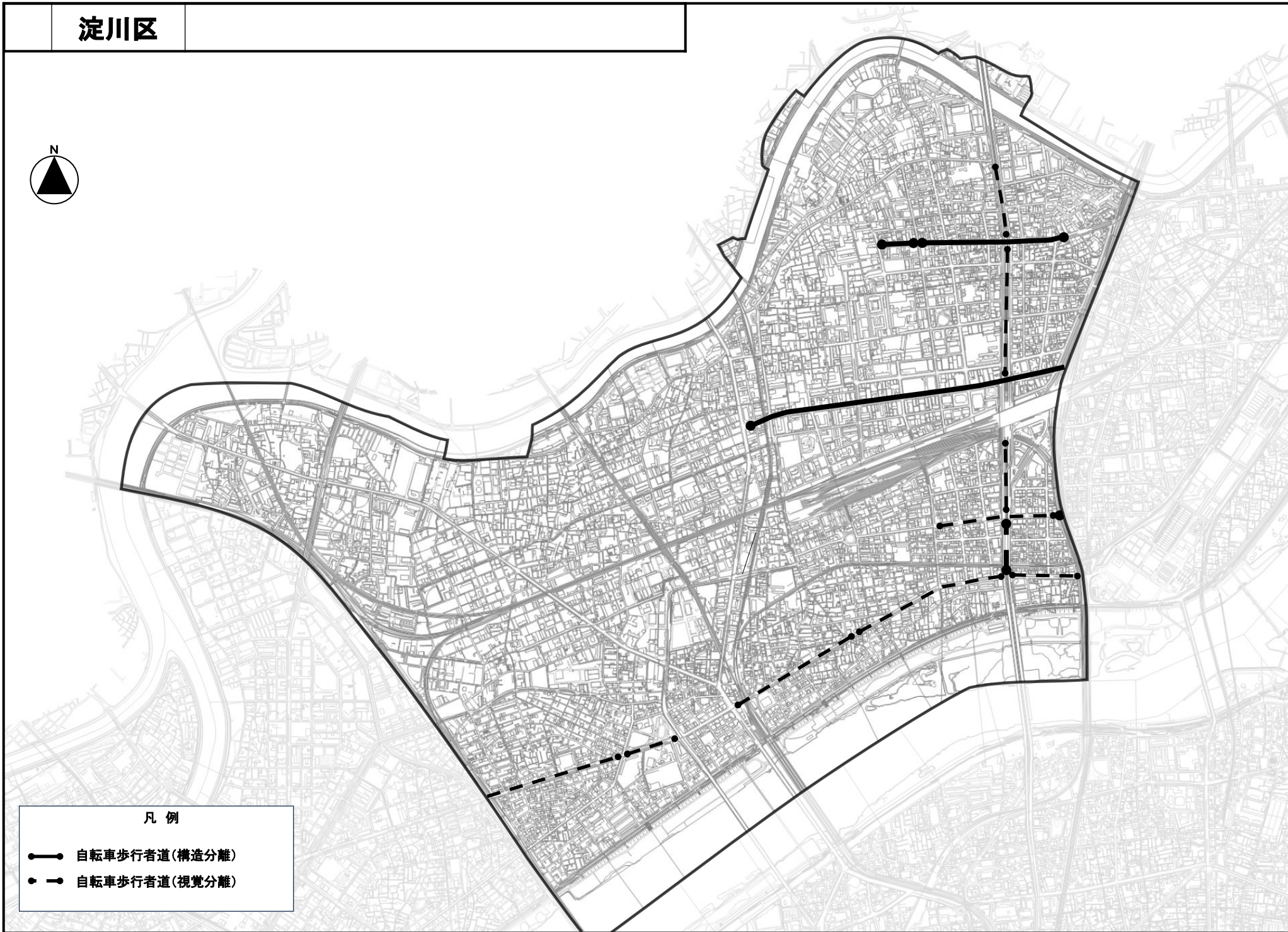


# 淀川区



## 凡例

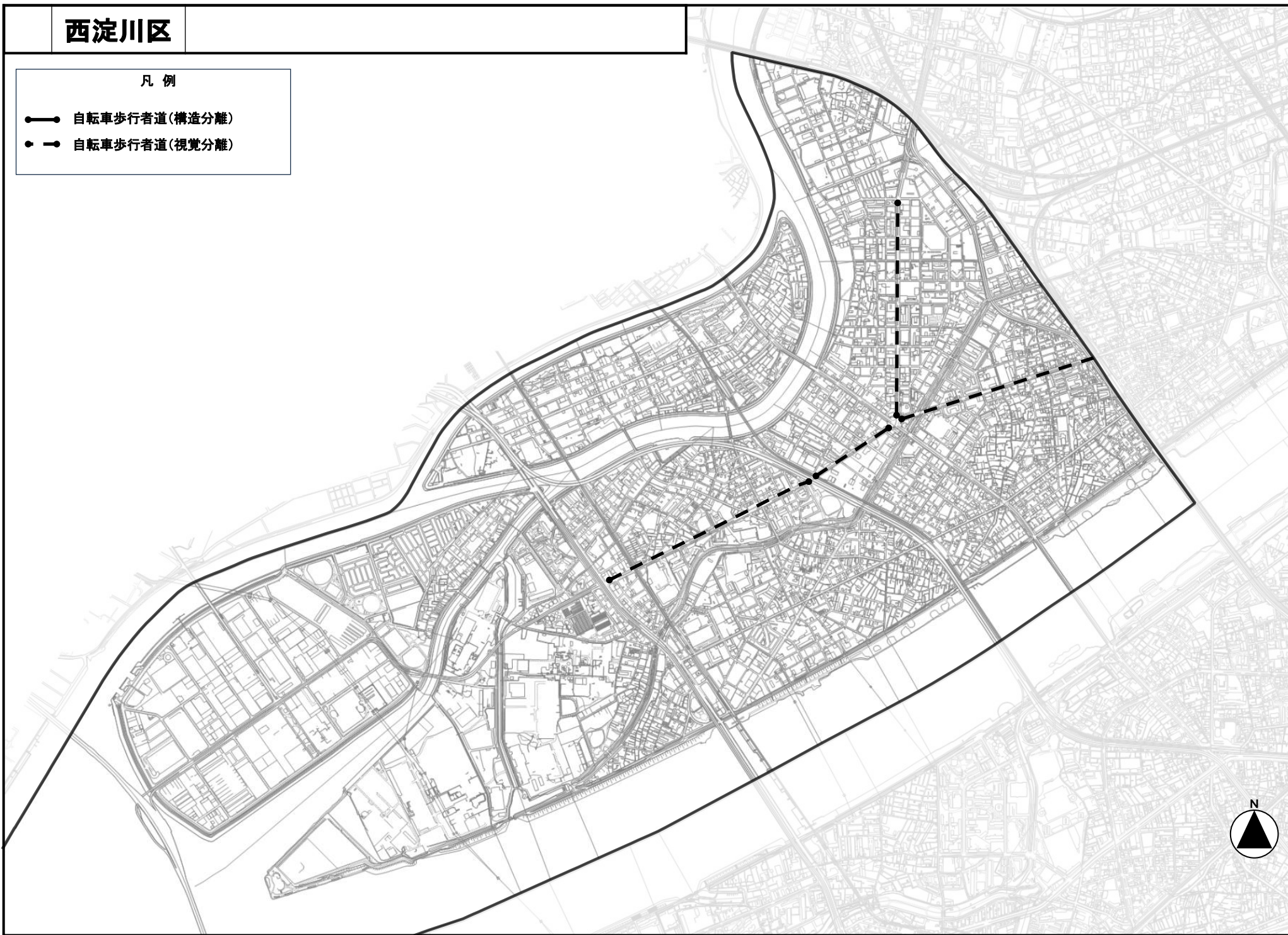
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 西淀川区

## 凡例

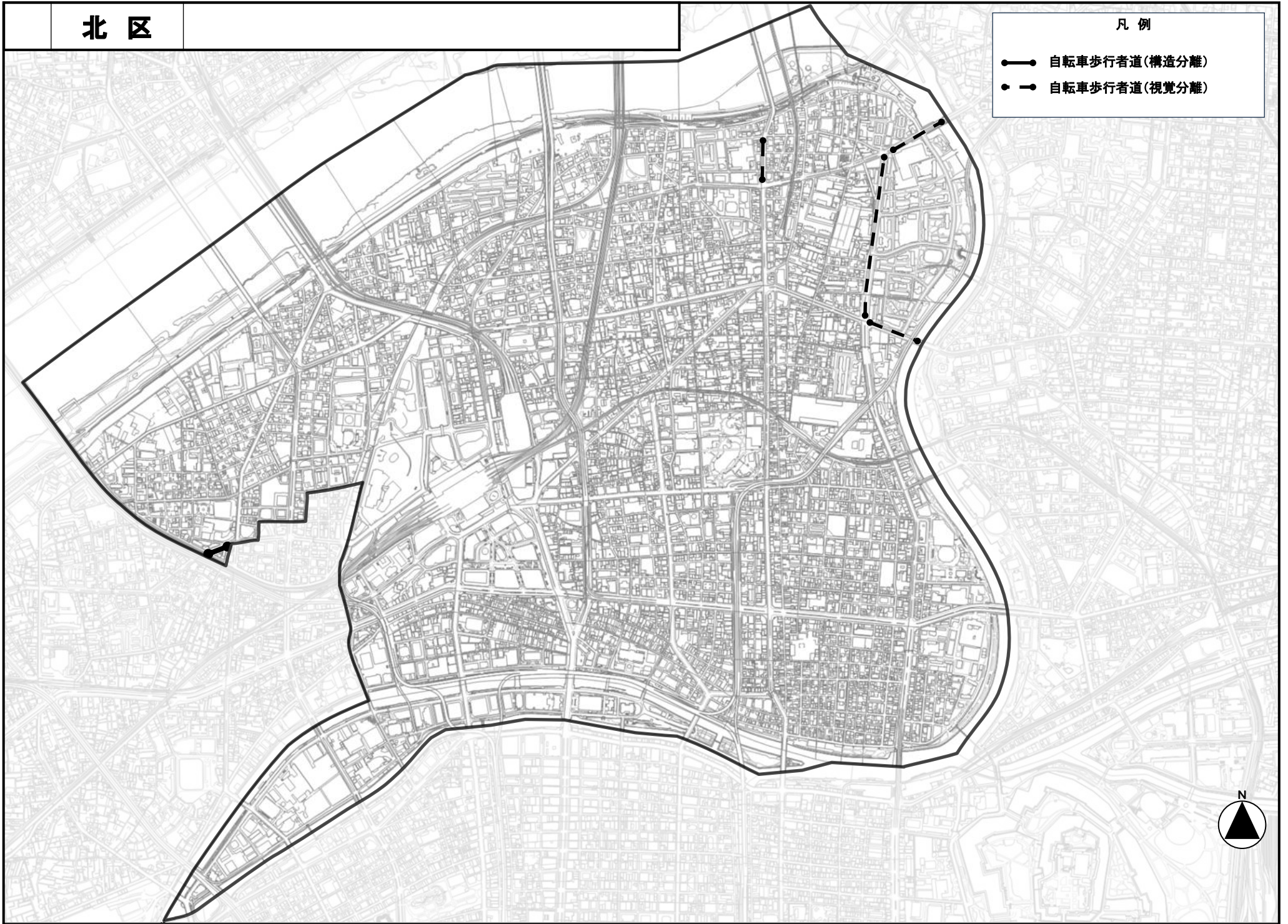
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



北区

凡例

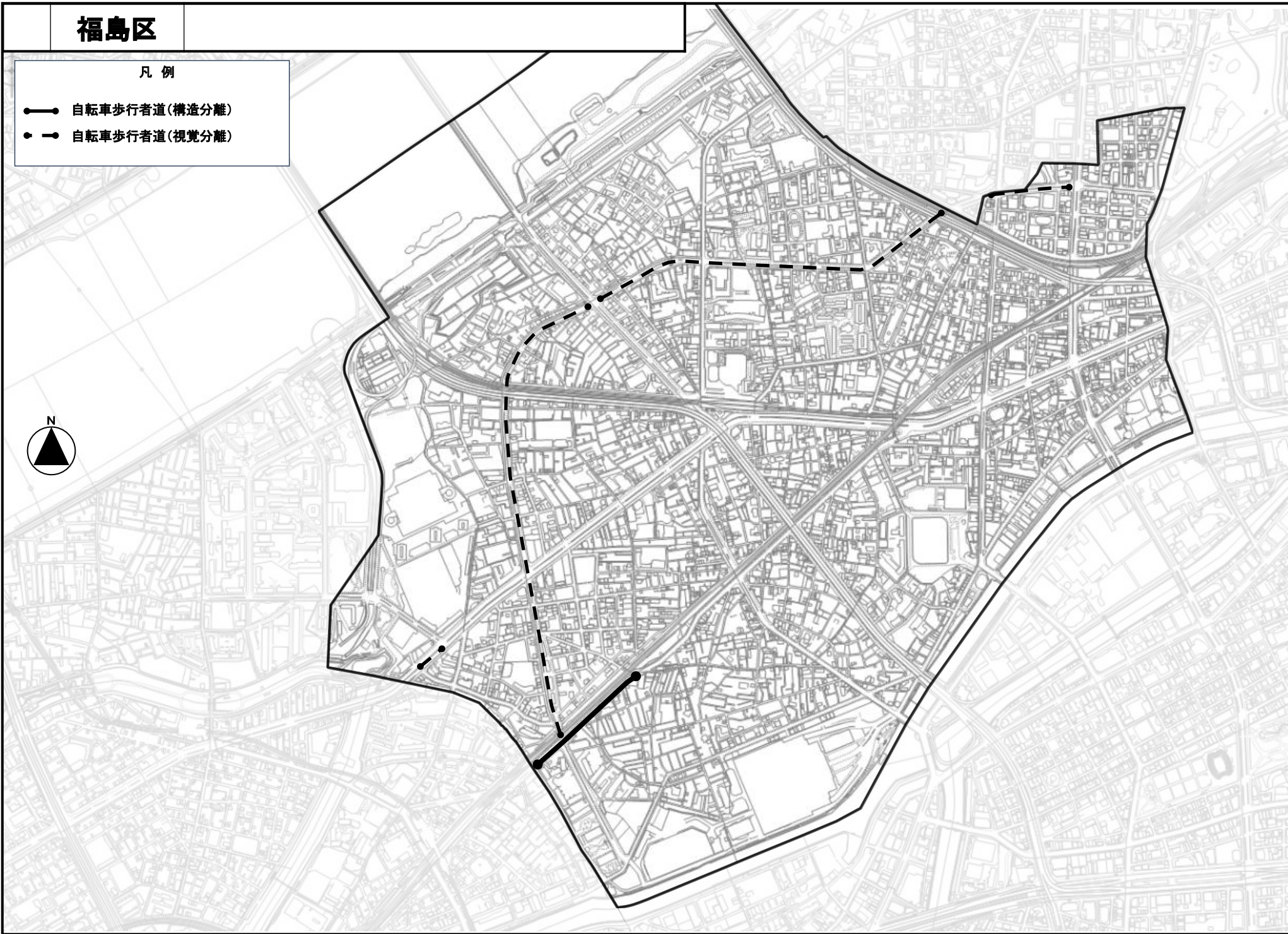
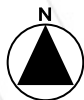
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 福島区

## 凡例

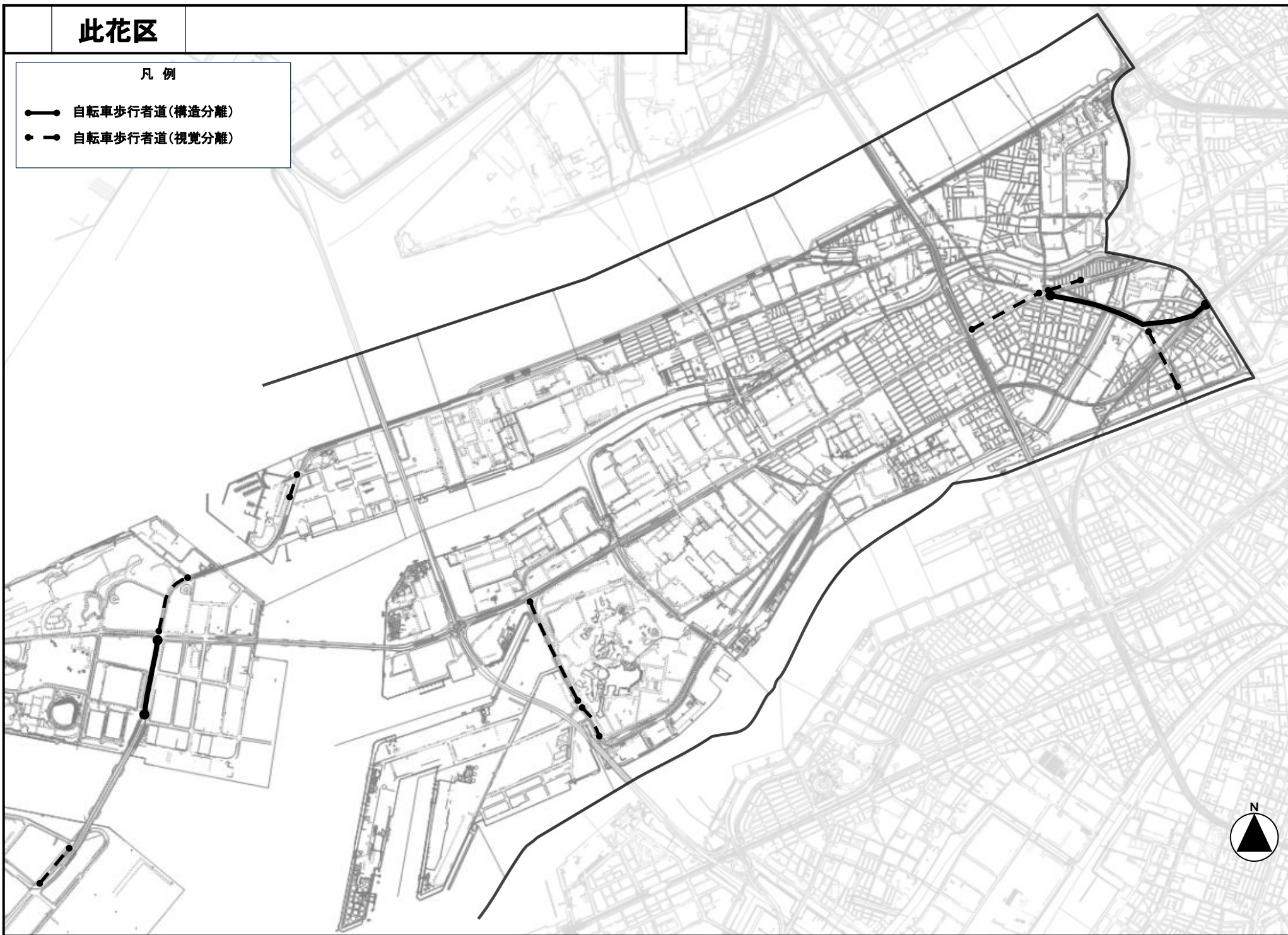
- 自転車歩行者道(構造分離)
- - 自転車歩行者道(視覚分離)



# 此花区

## 凡例

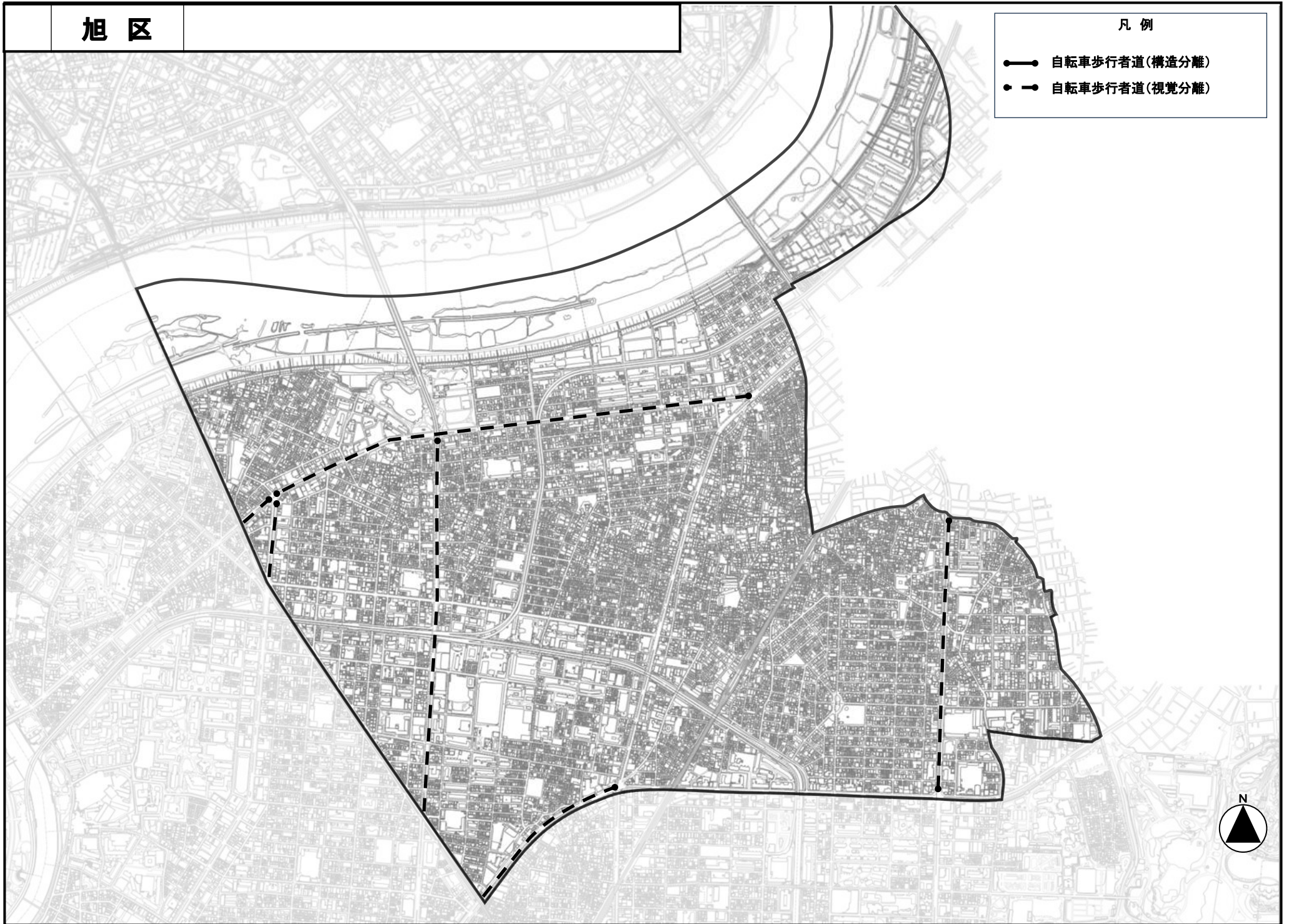
- 自転車歩行者道(構造分離)
- - 自転車歩行者道(視覚分離)



旭区

凡例

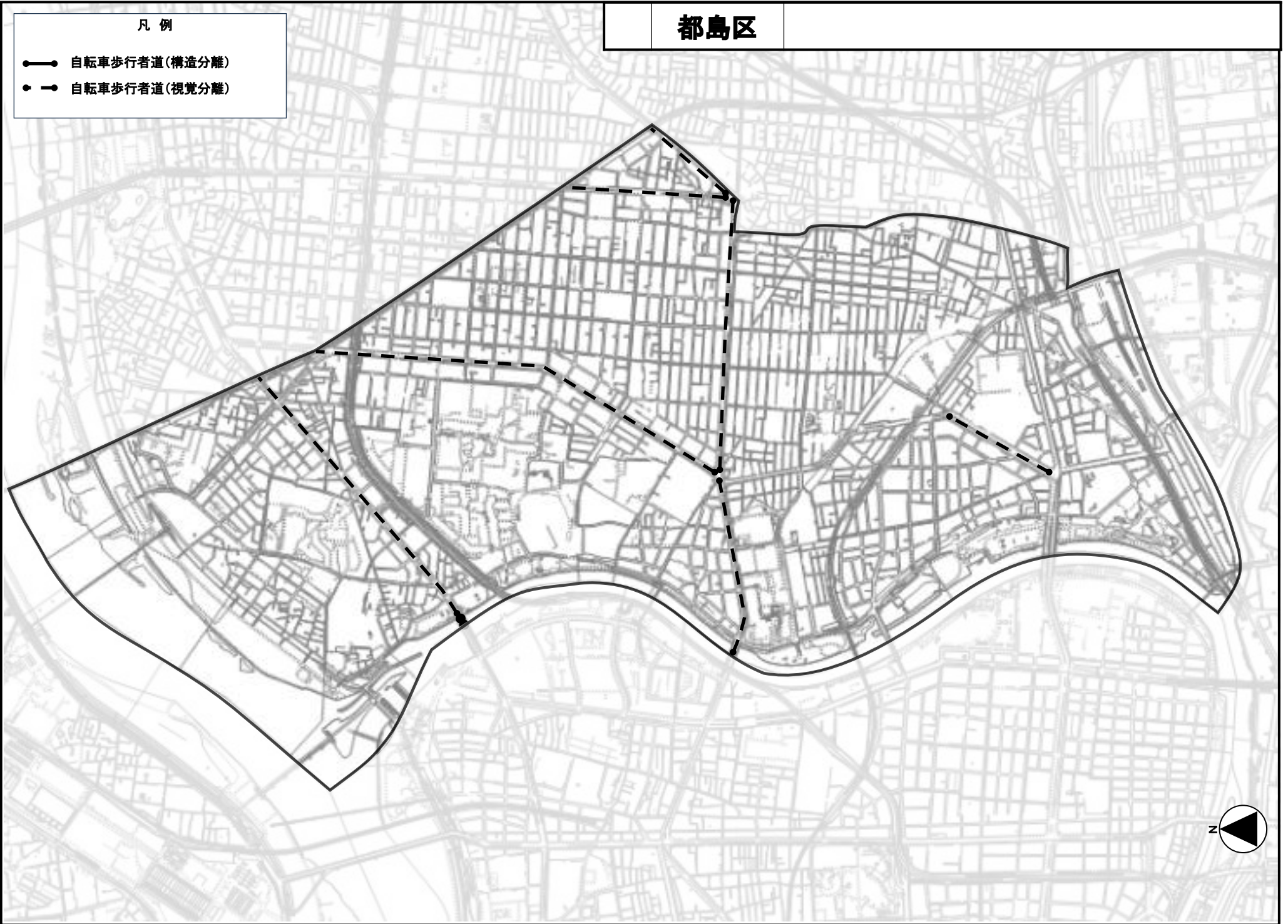
- 自転車歩行者道(構造分離)
- - 自転車歩行者道(視覚分離)



# 都島区

## 凡例

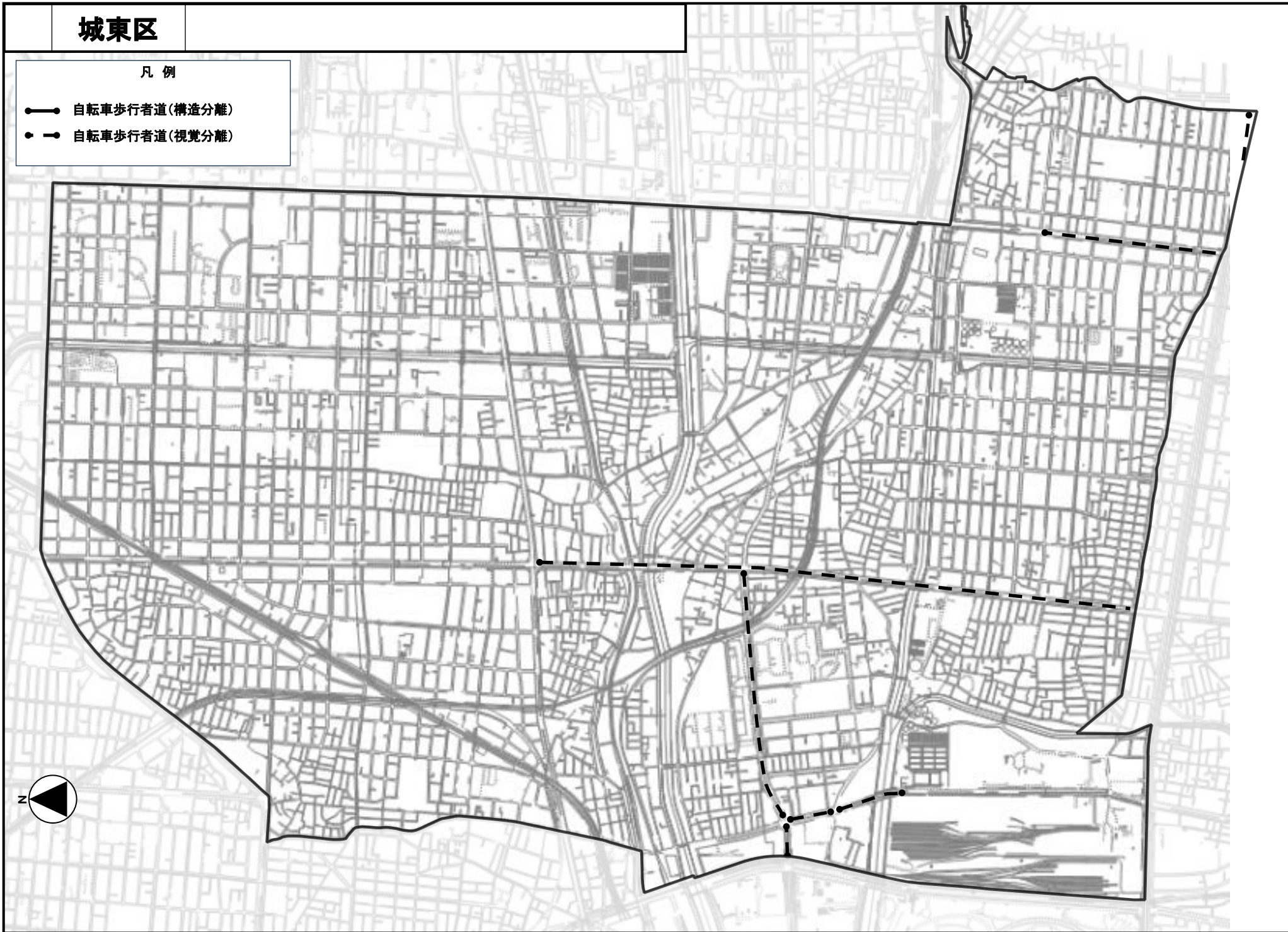
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 城東区

## 凡例

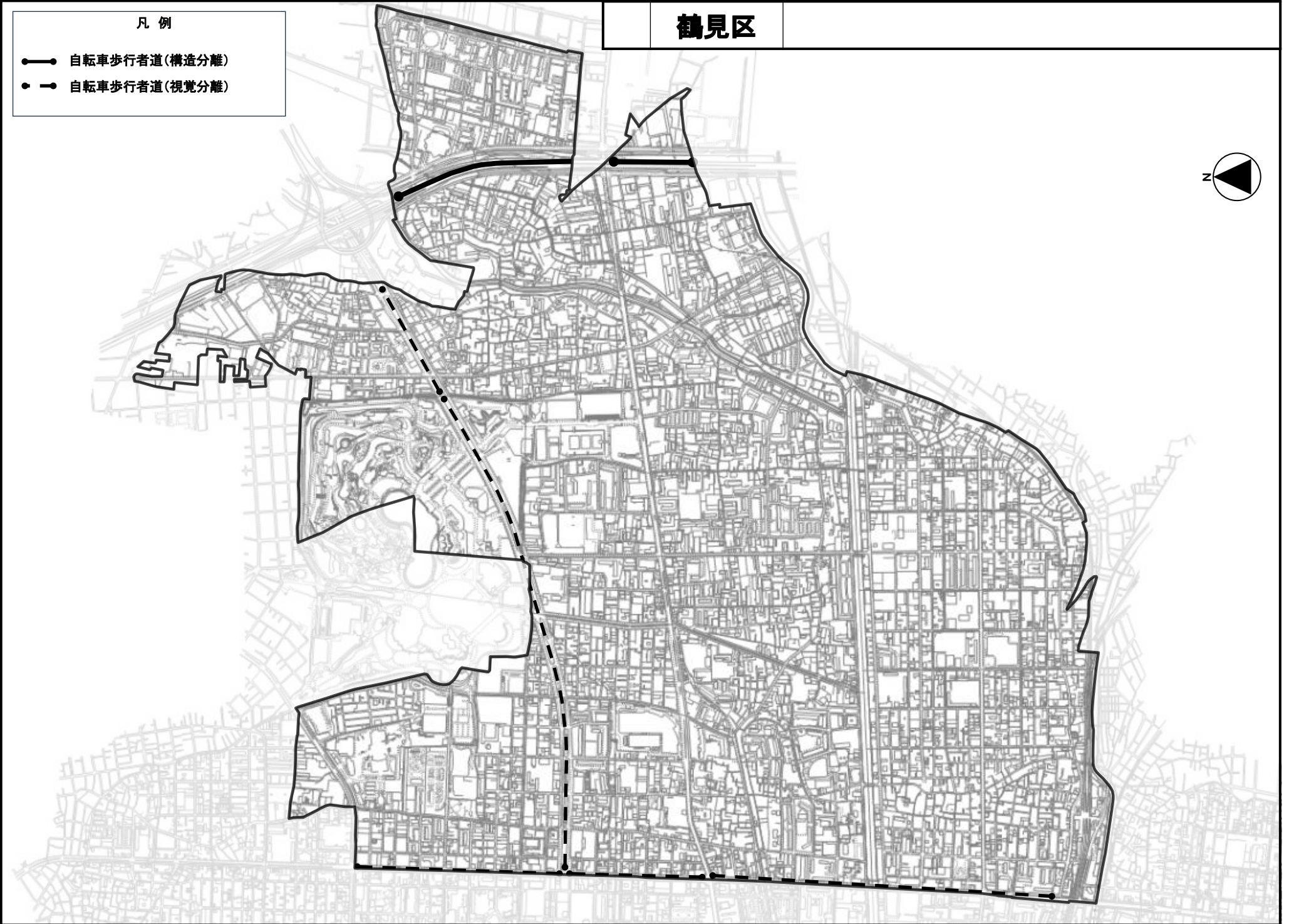
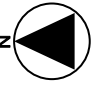
- — 自転車歩行者道(構造分離)
- - - 自転車歩行者道(視覚分離)



# 鶴見区

## 凡例

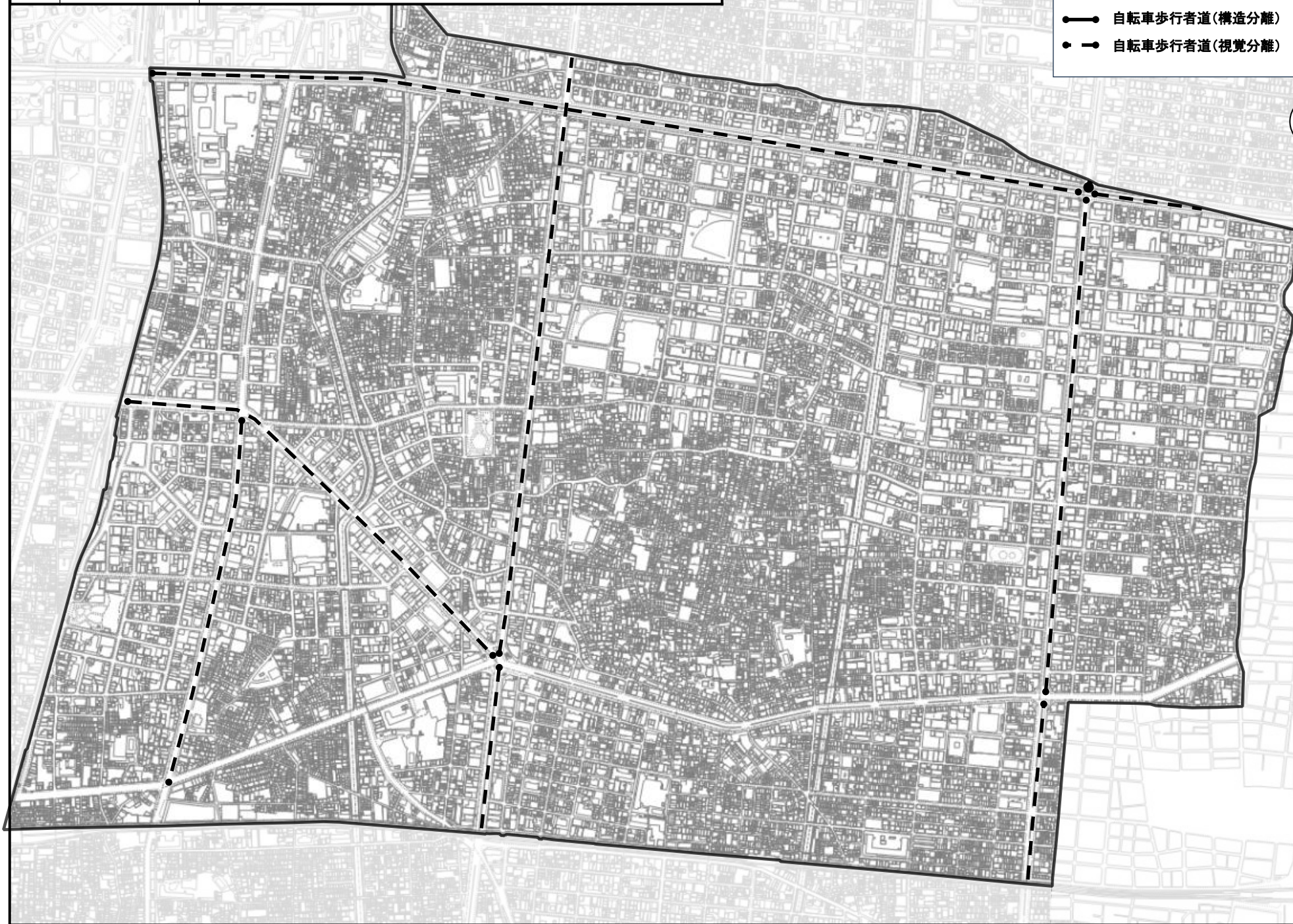
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 東成区

## 凡例

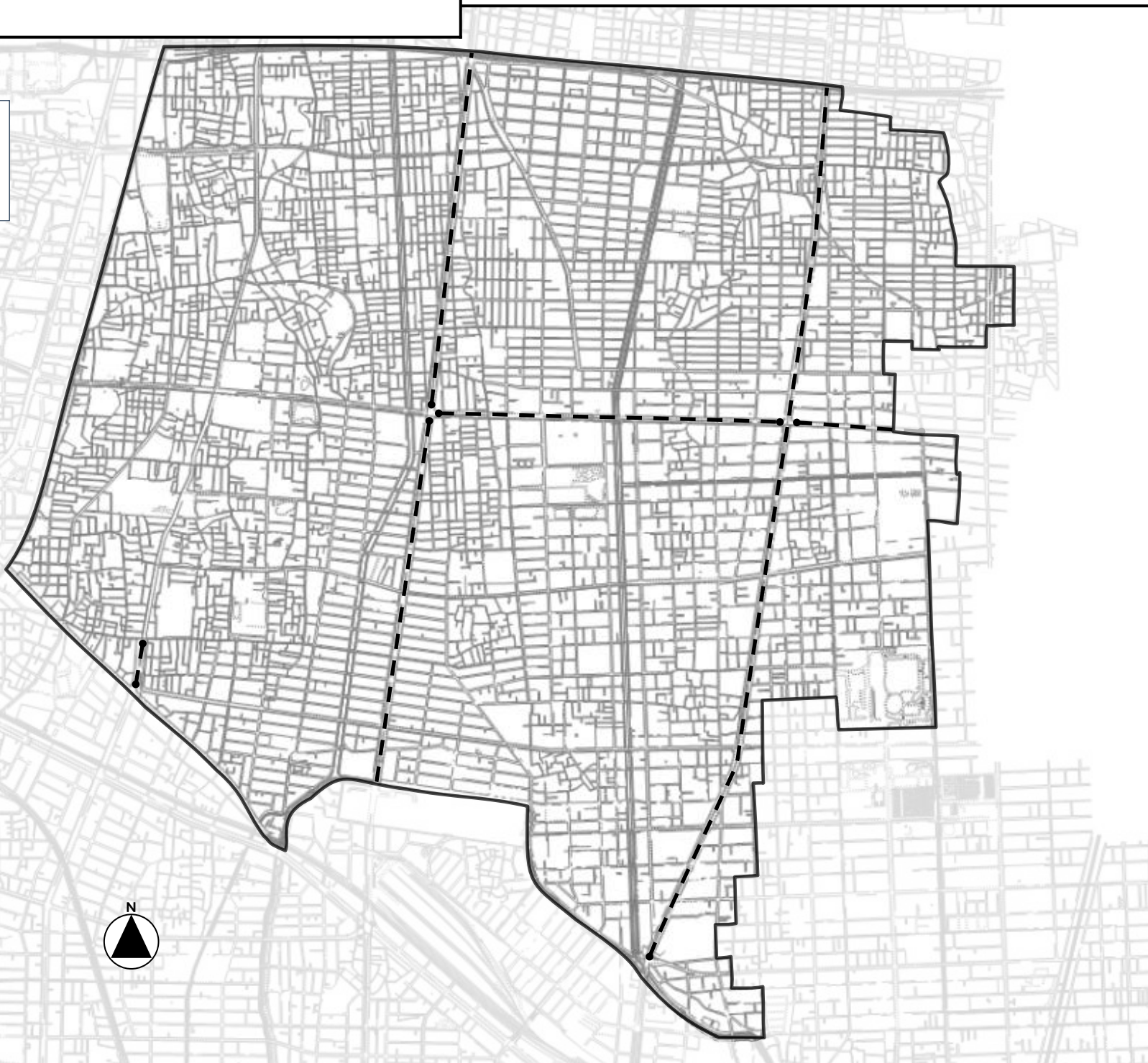
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



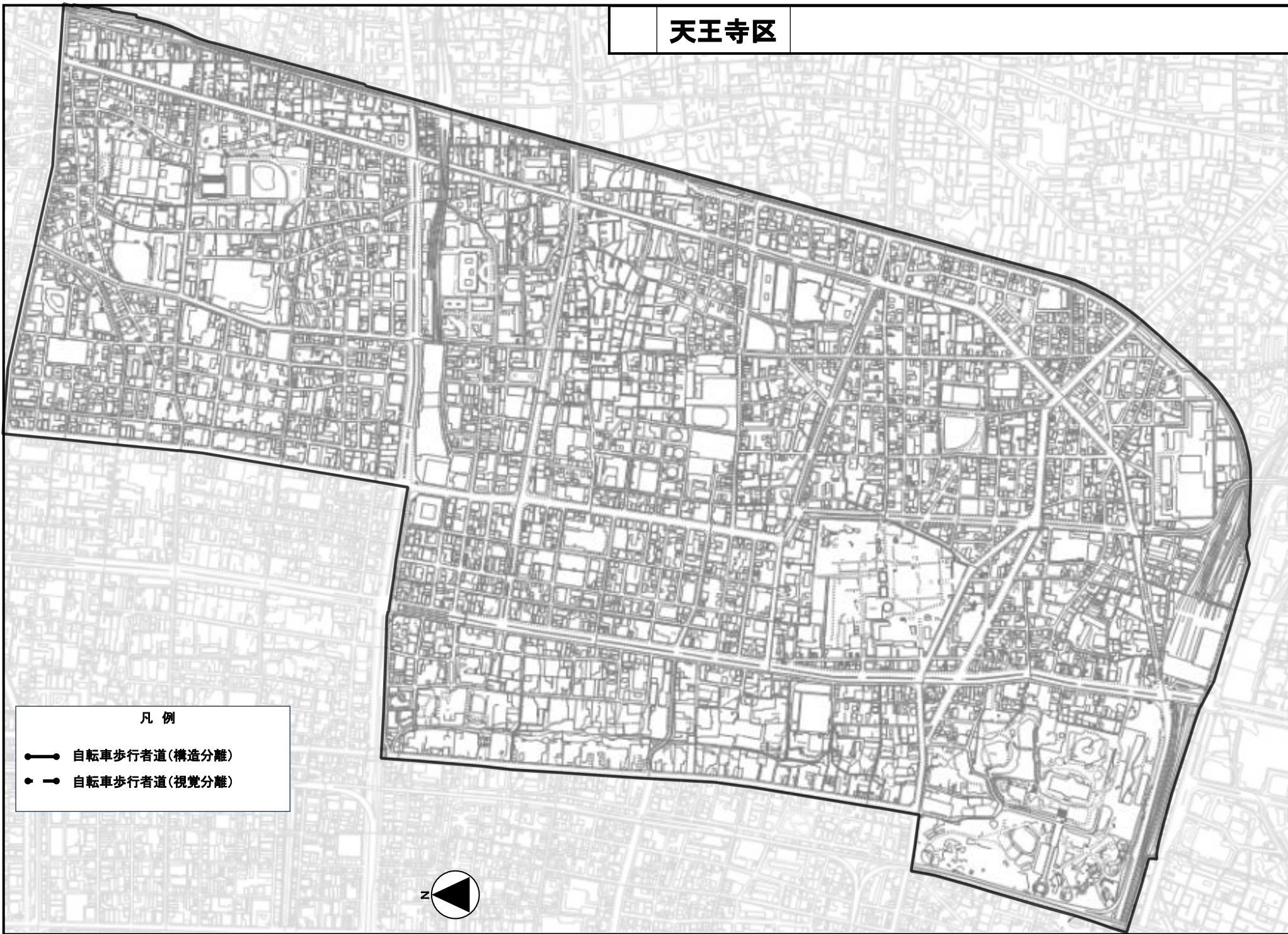
# 生野区

## 凡例

- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 天王寺区

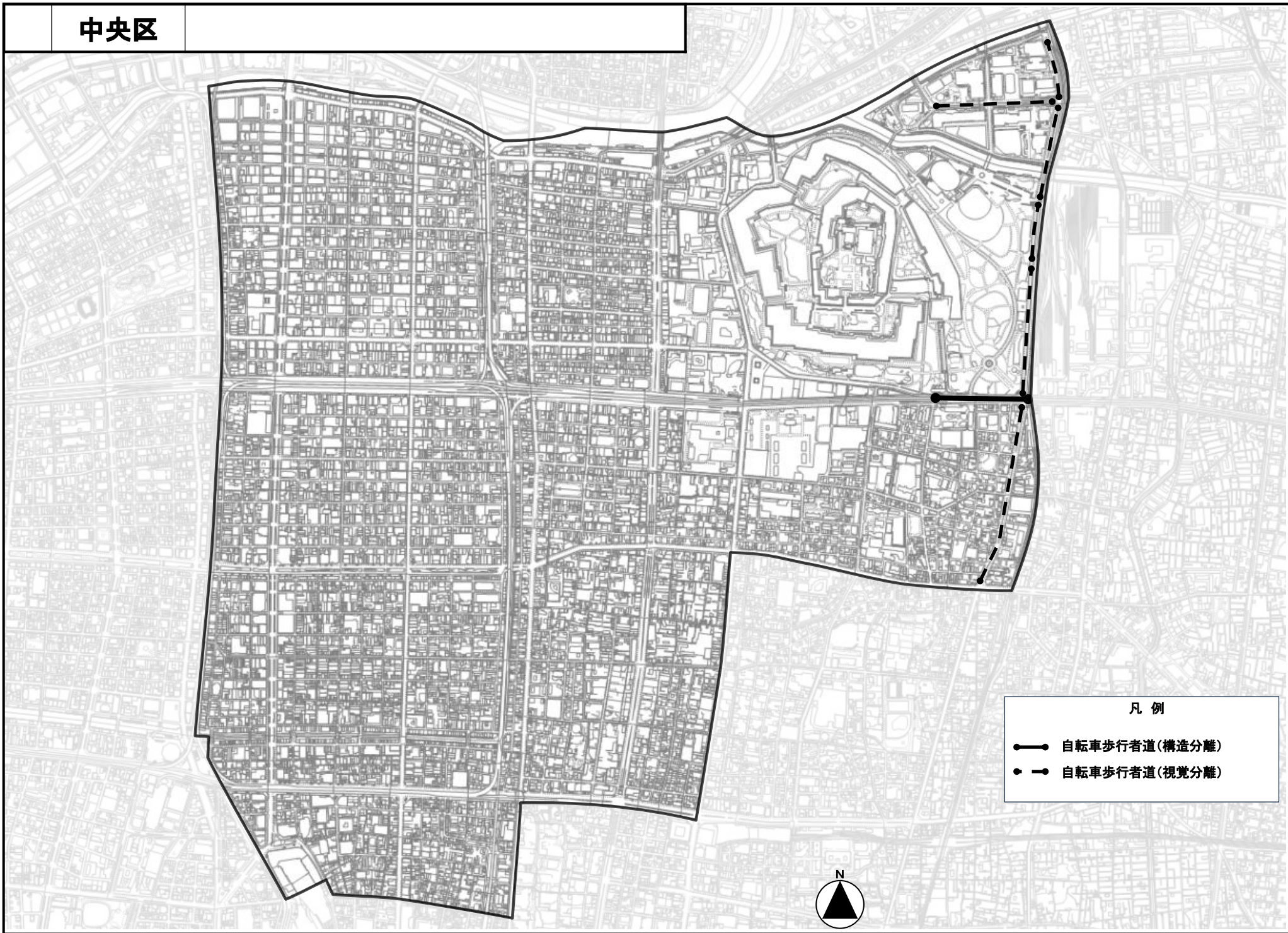


## 凡例

- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



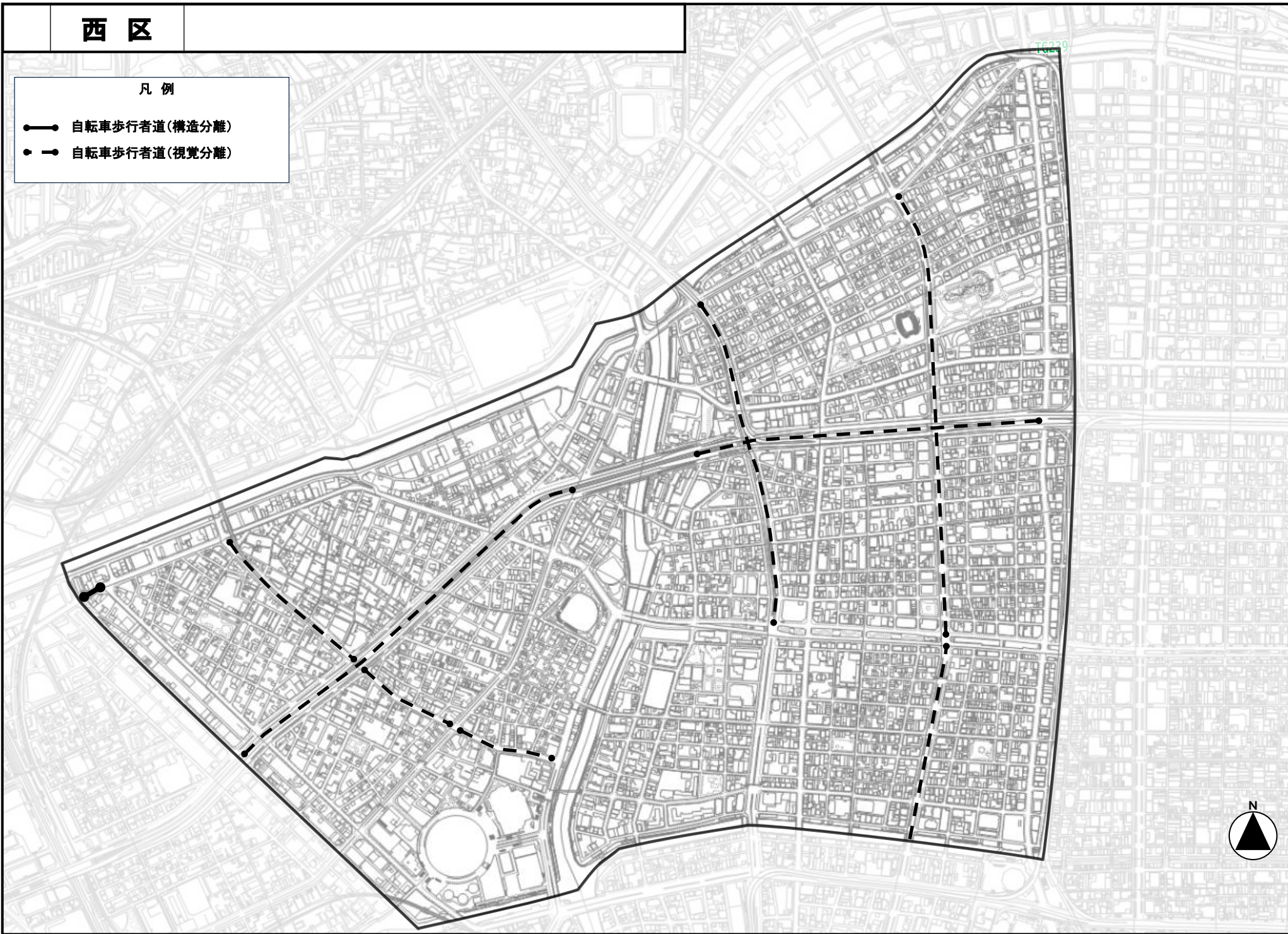
中央区



# 西区

## 凡例

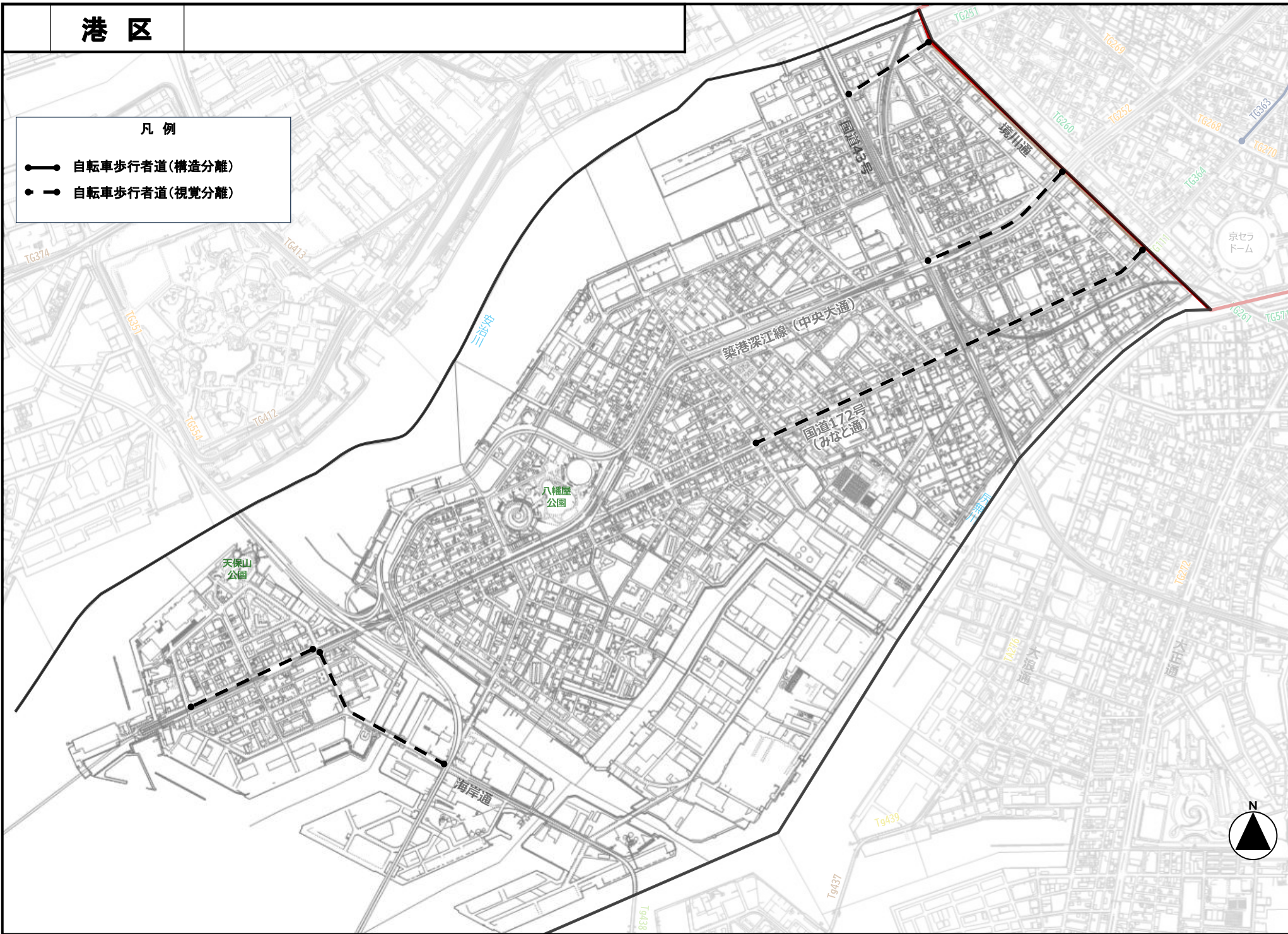
- 自転車歩行者道(構造分離)
- - 自転車歩行者道(視覚分離)



# 港区

## 凡例

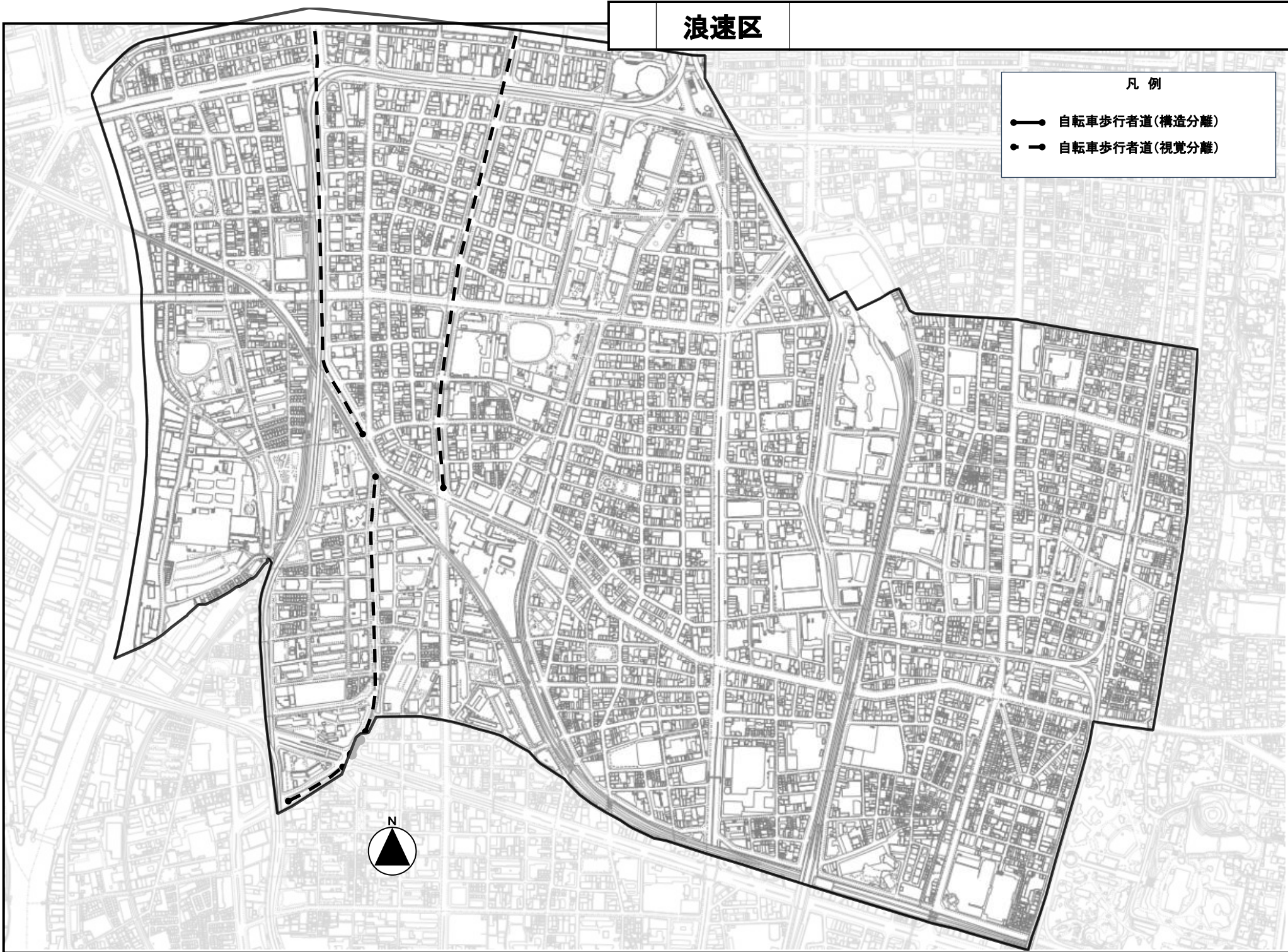
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 浪速区

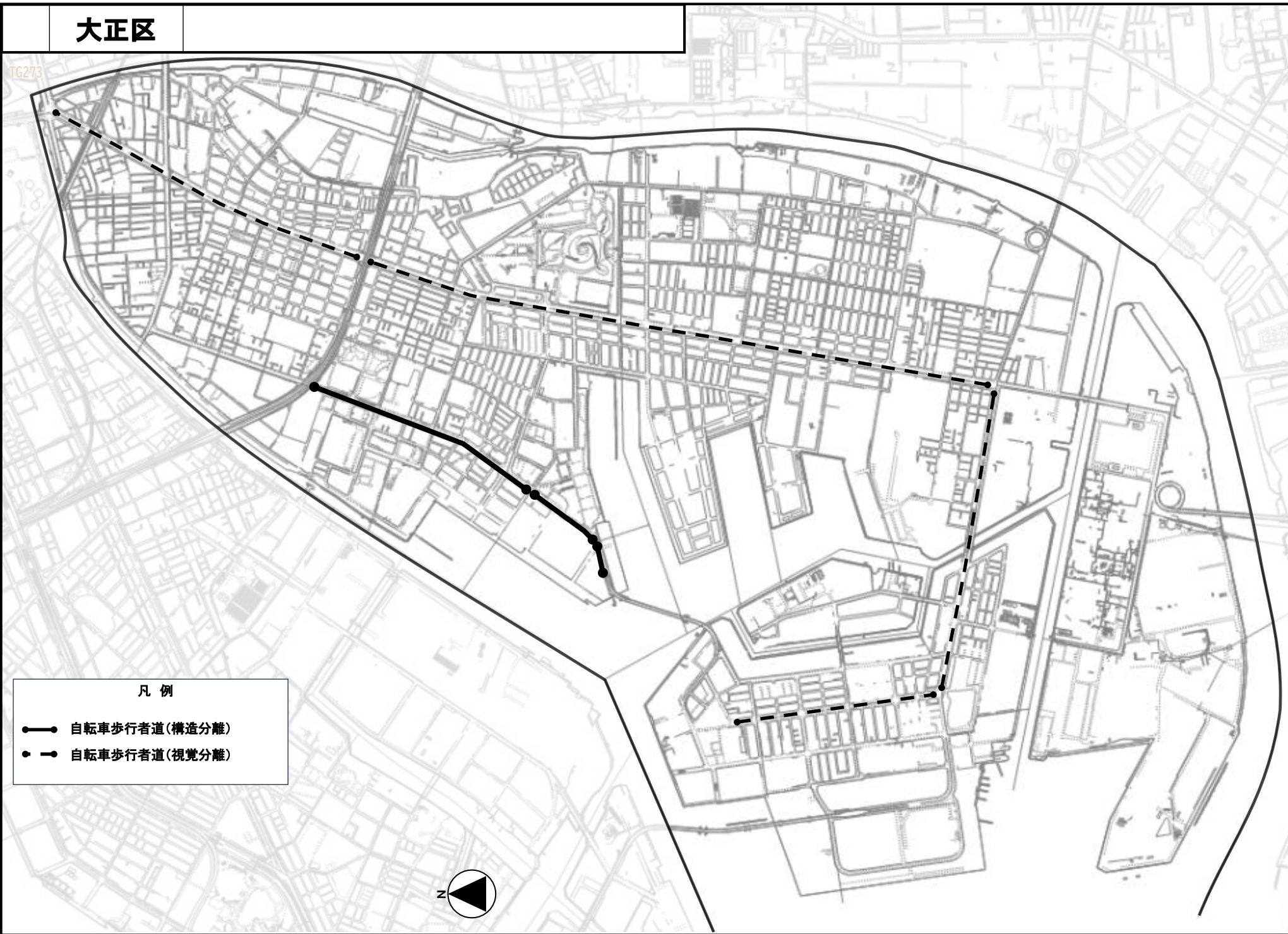
## 凡例

- 自転車歩行者道(構造分離)
- - 自転車歩行者道(視覚分離)



# 大正区

TG273



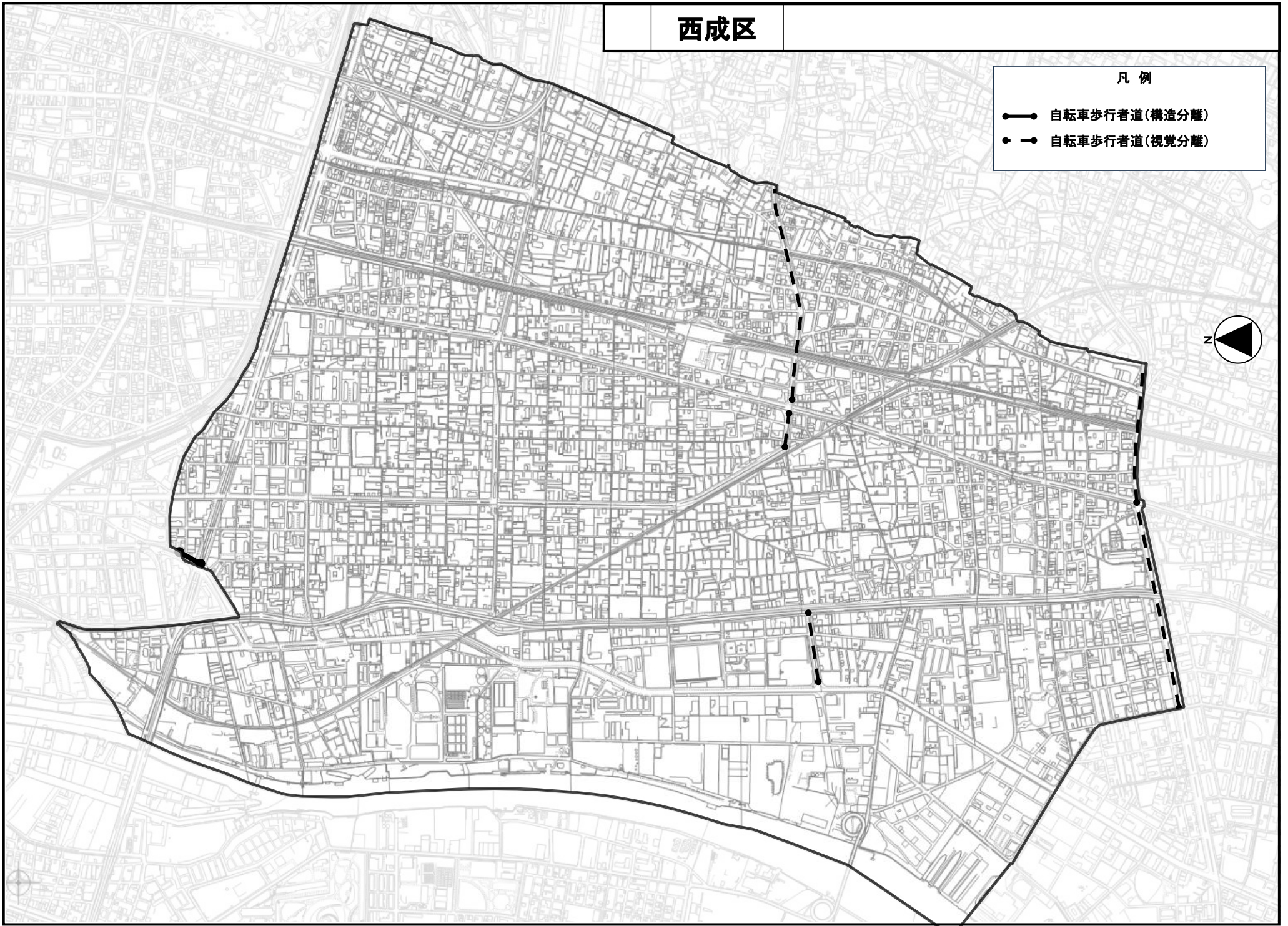
## 凡例

- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)

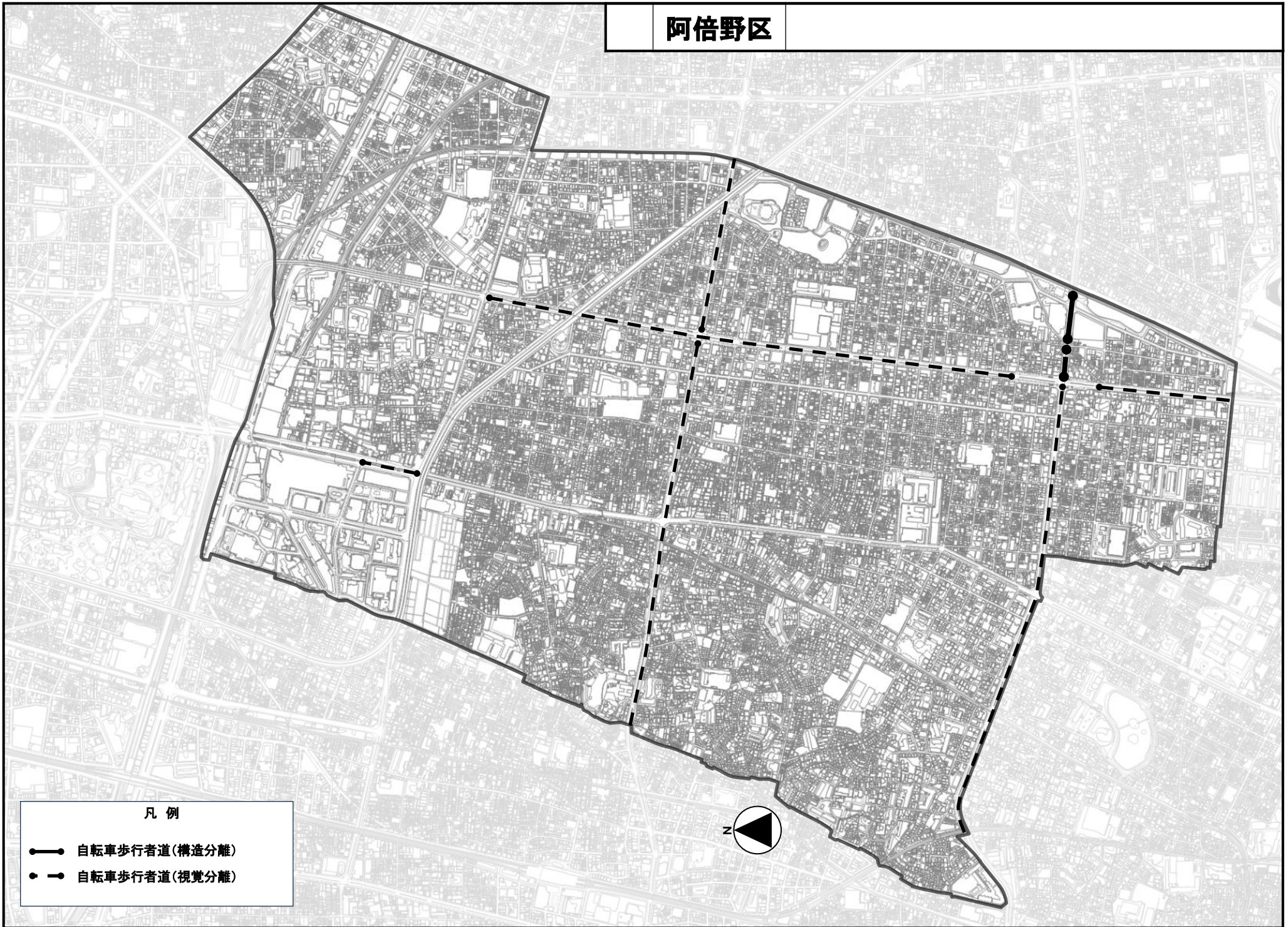
# 西成区

## 凡例

- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 阿倍野区

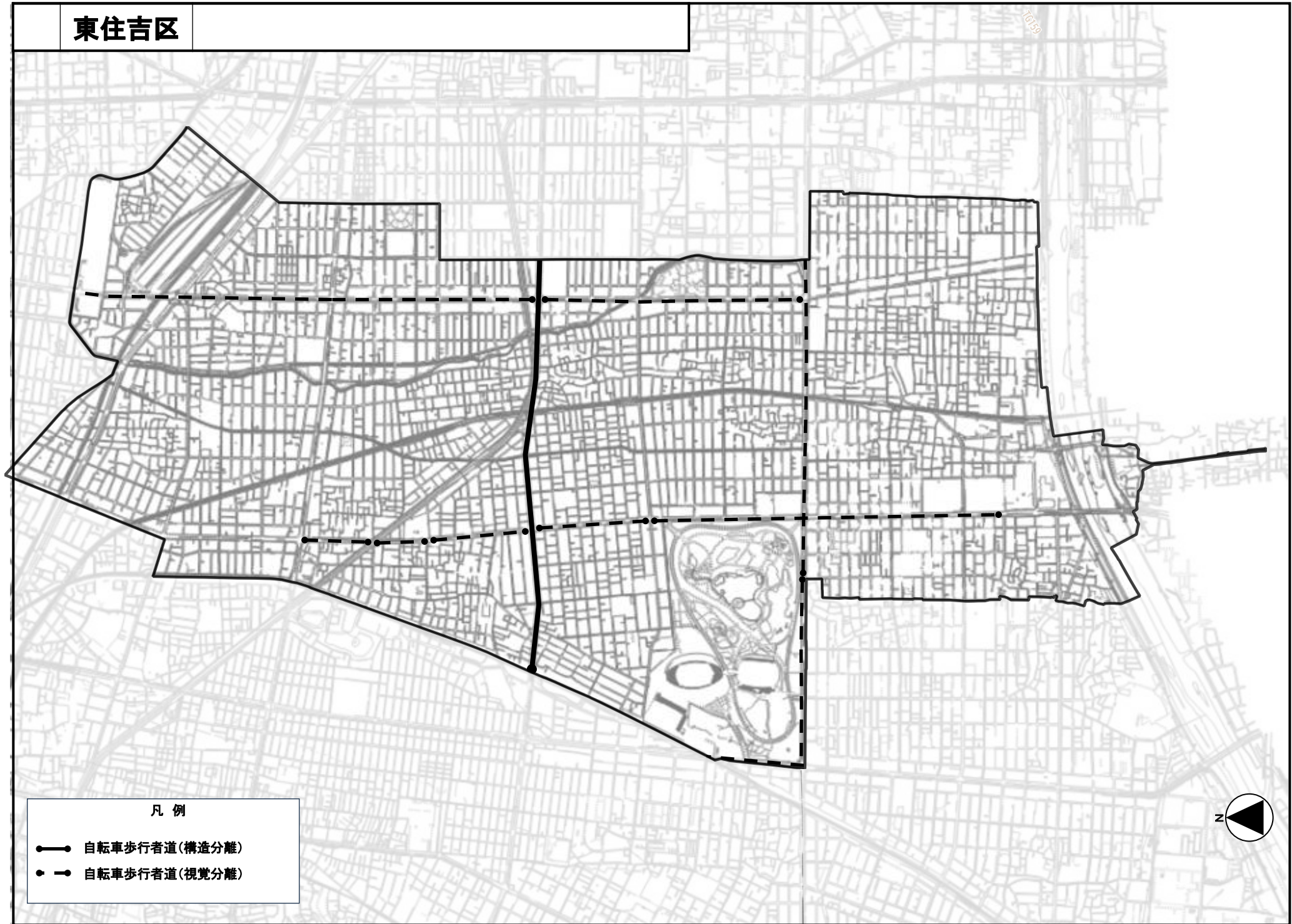


## 凡例

- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)

# 東住吉区

TG139



## 凡例

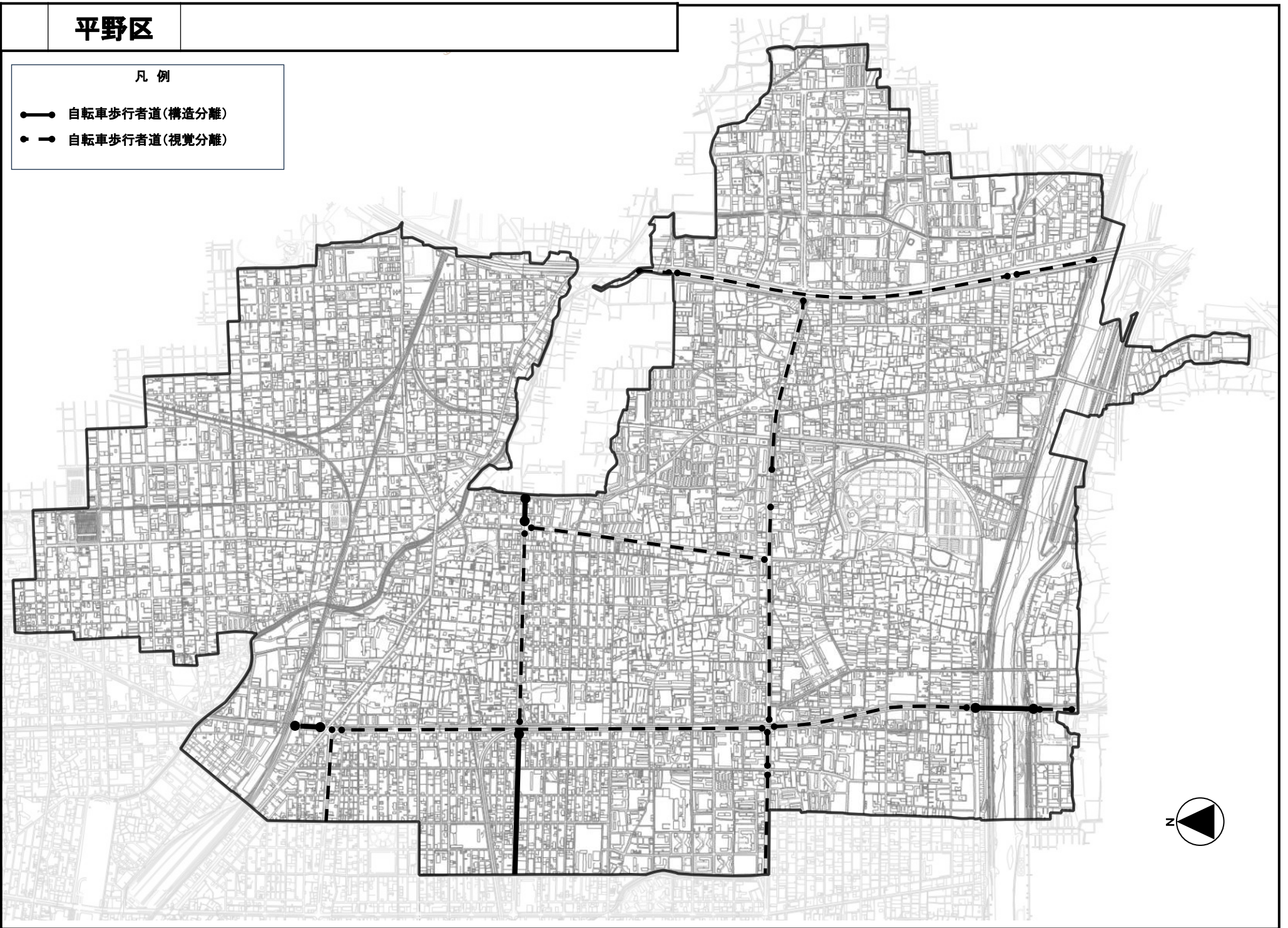
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



# 平野区

## 凡例

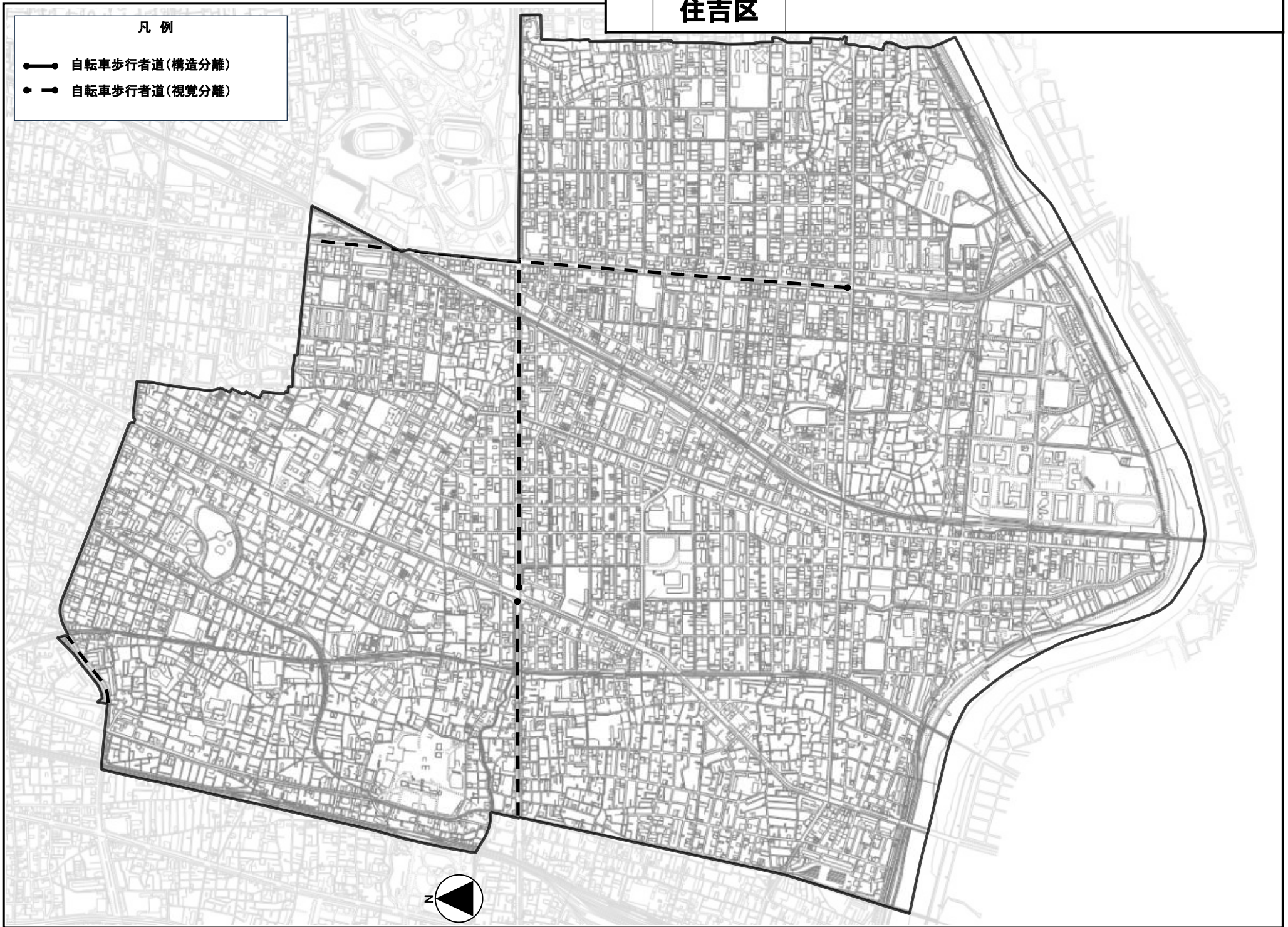
- 自転車歩行者道(構造分離)
- 自転車歩行者道(視覚分離)



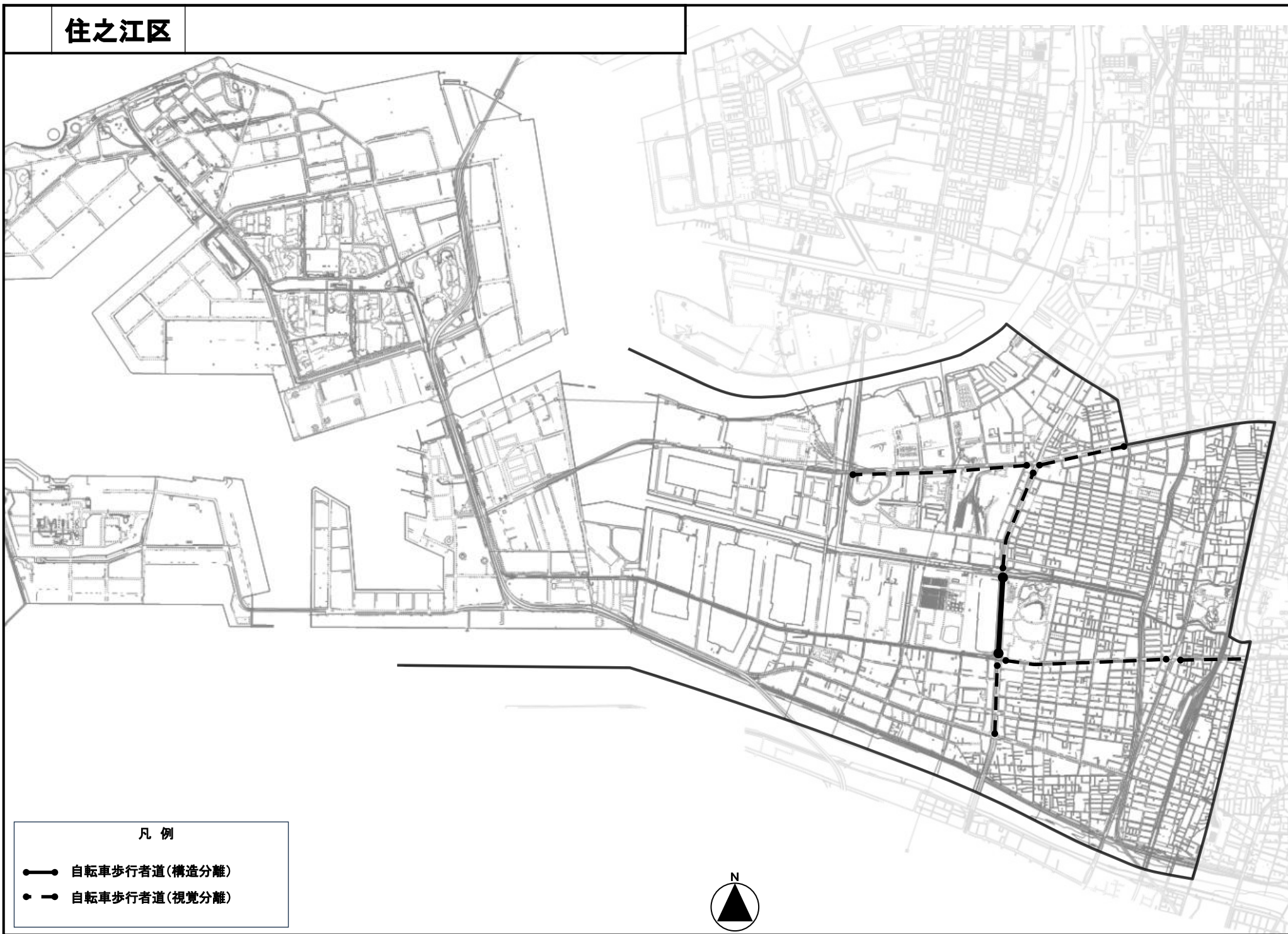
# 住吉区

## 凡例

- — 自転車歩行者道(構造分離)
- - - 自転車歩行者道(視覚分離)

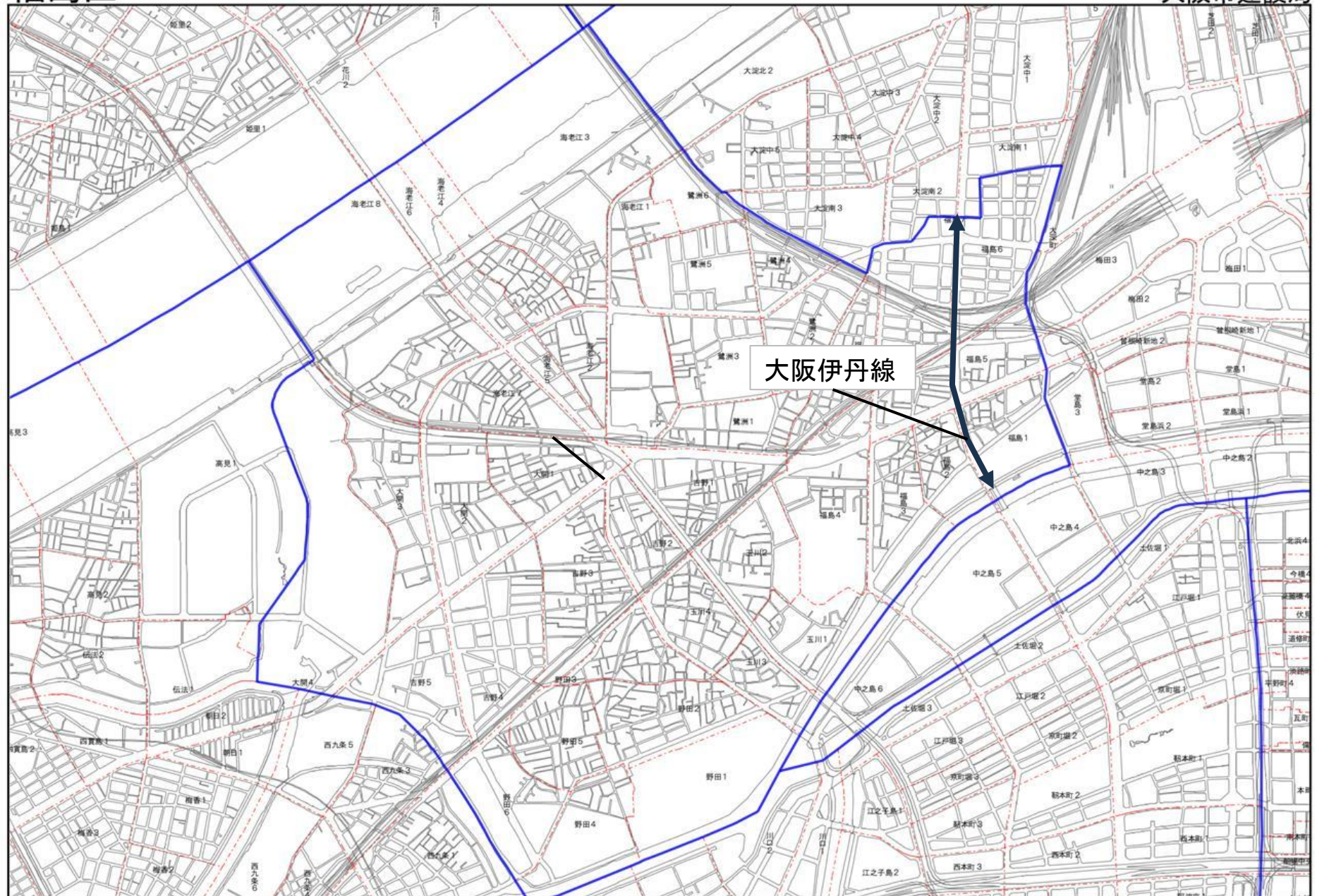


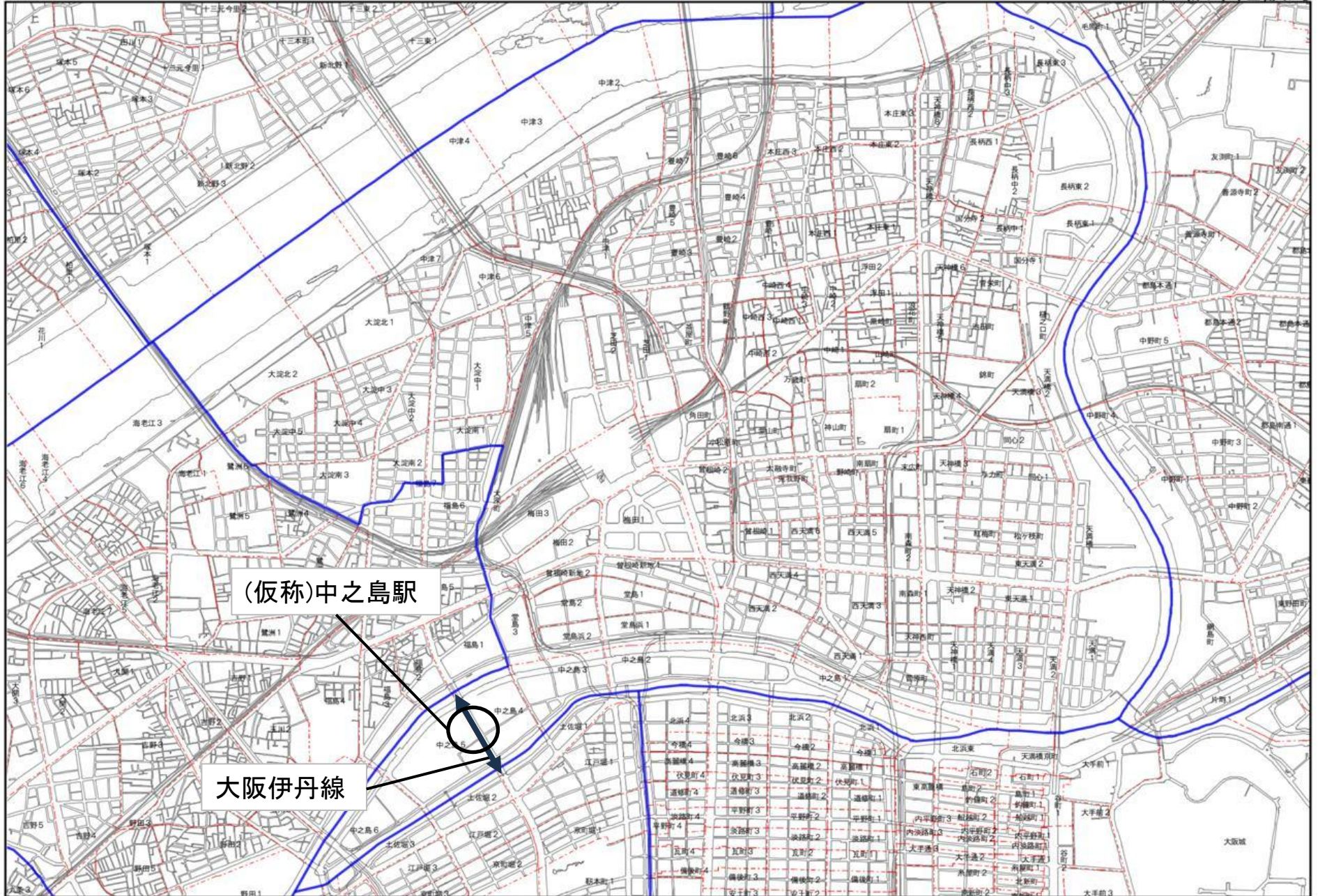
# 住之江区



福島区

大阪市建設局



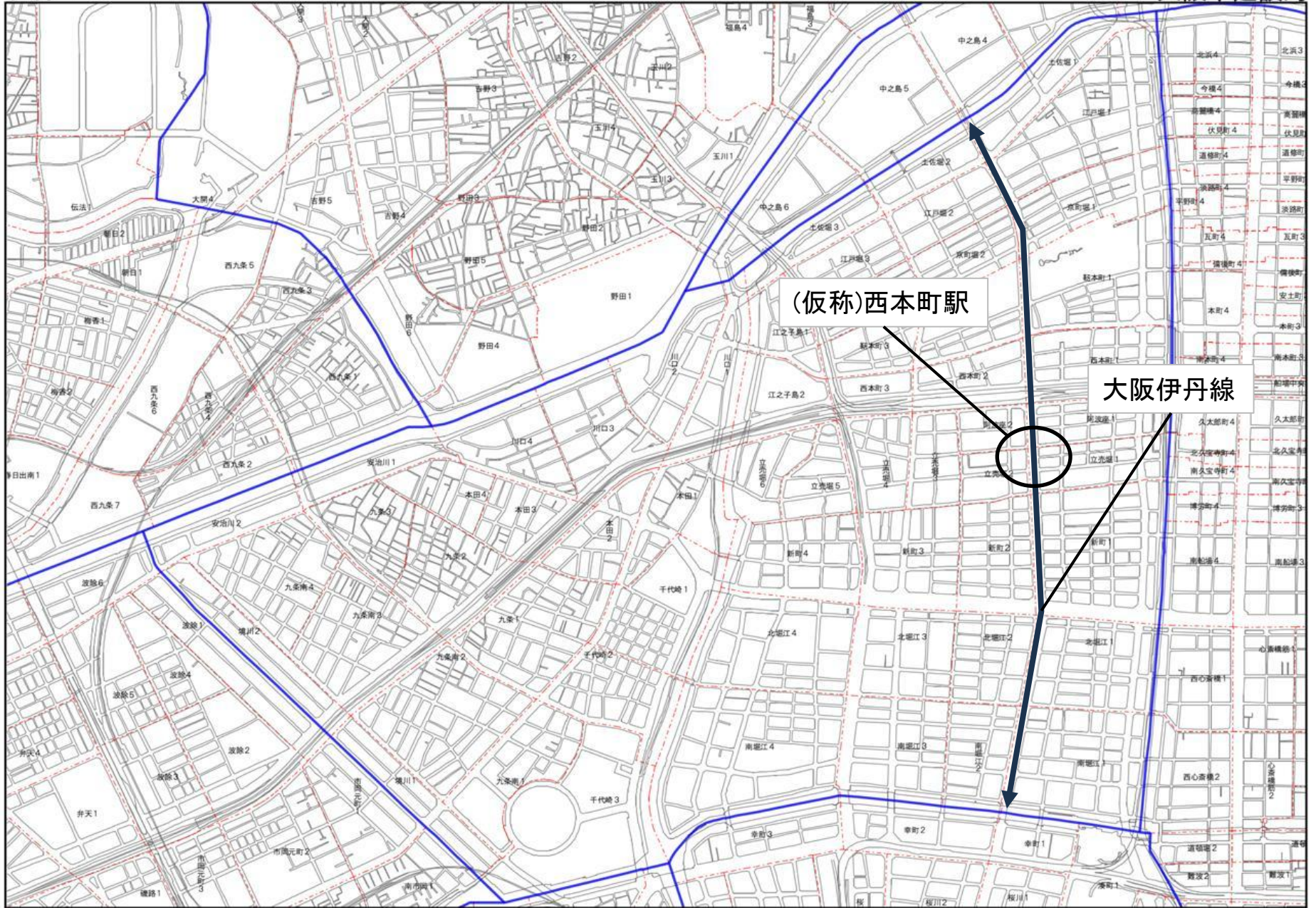


(仮称)中之島駅

大阪伊丹線

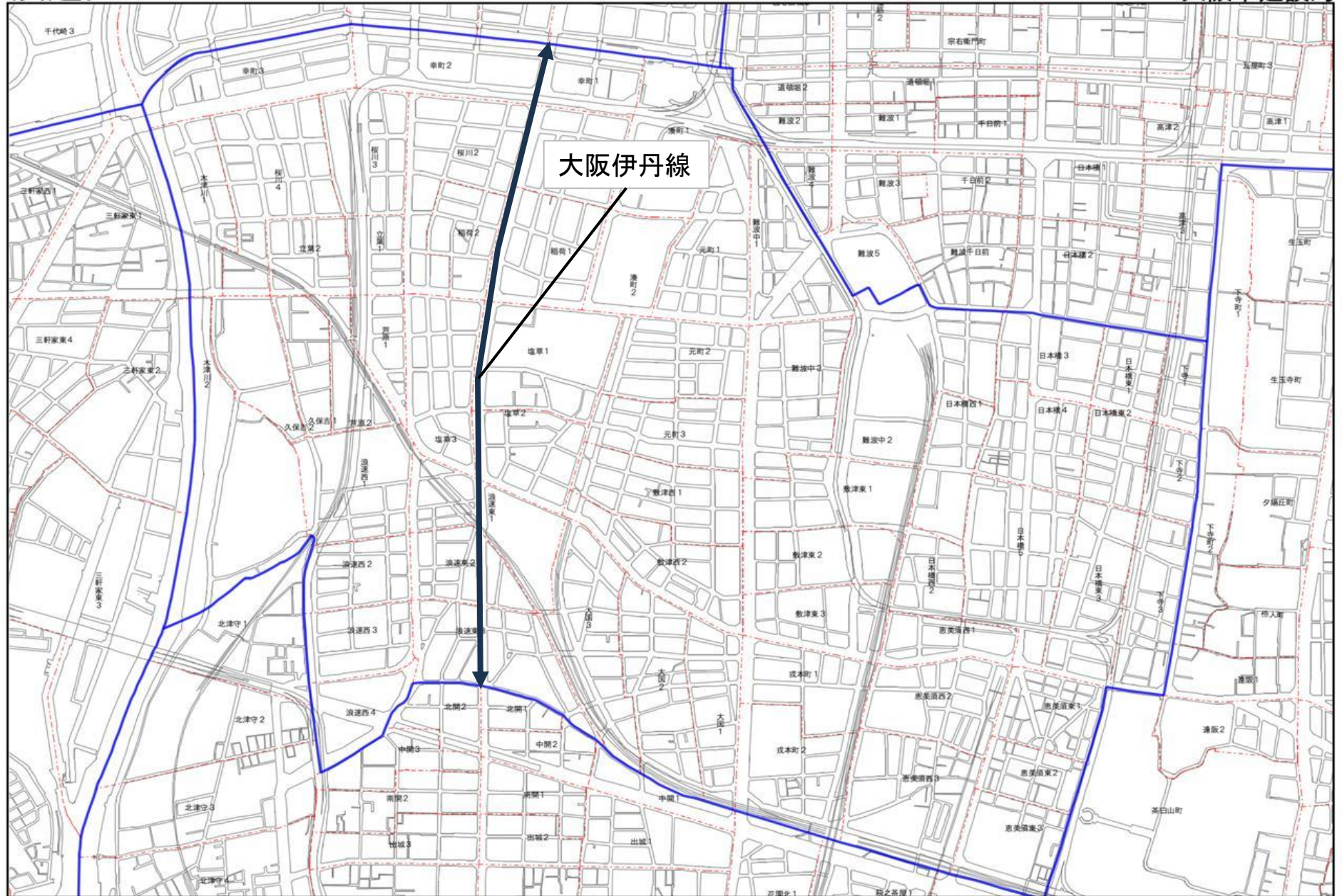
西区

大阪市建設局



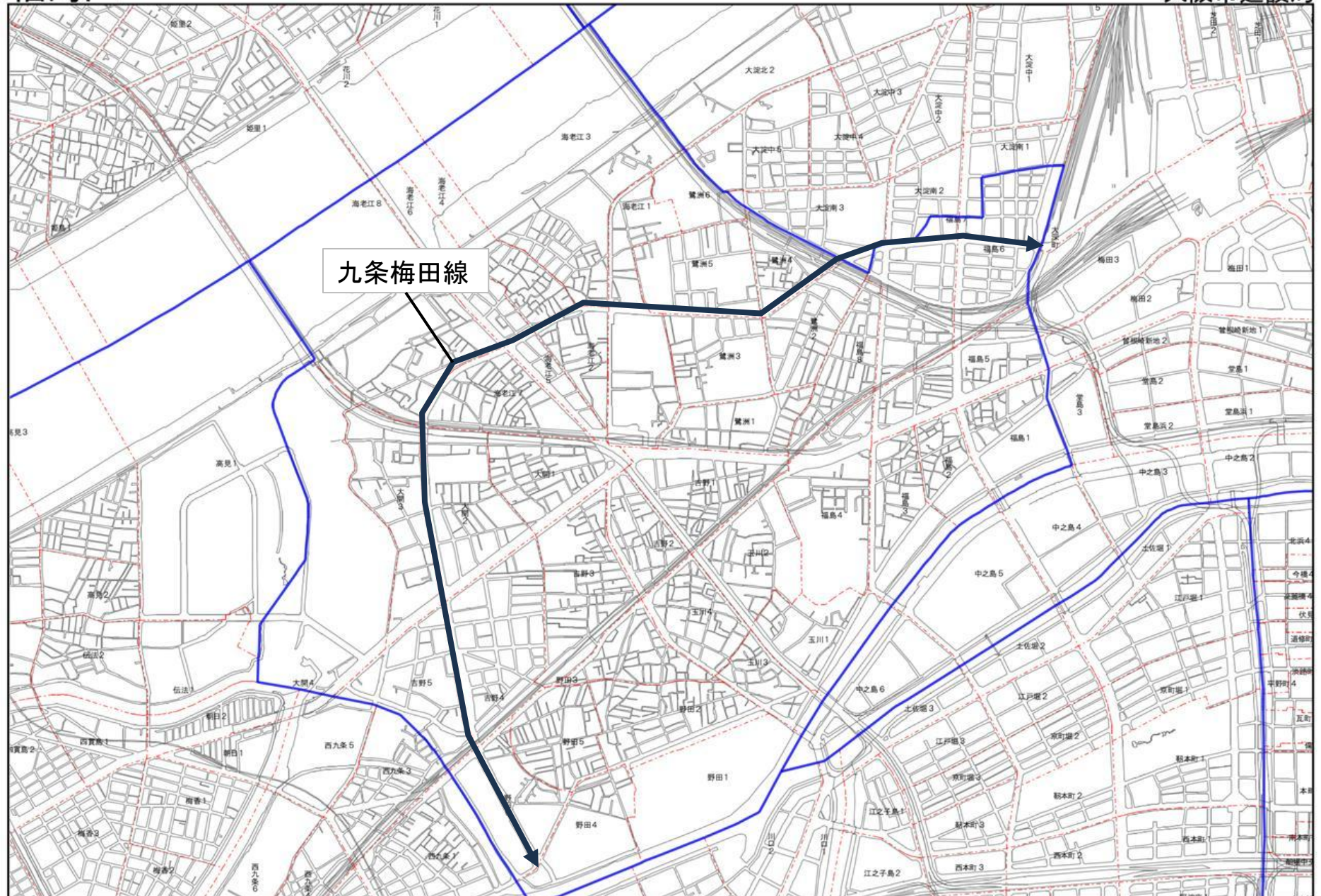
# 浪速区

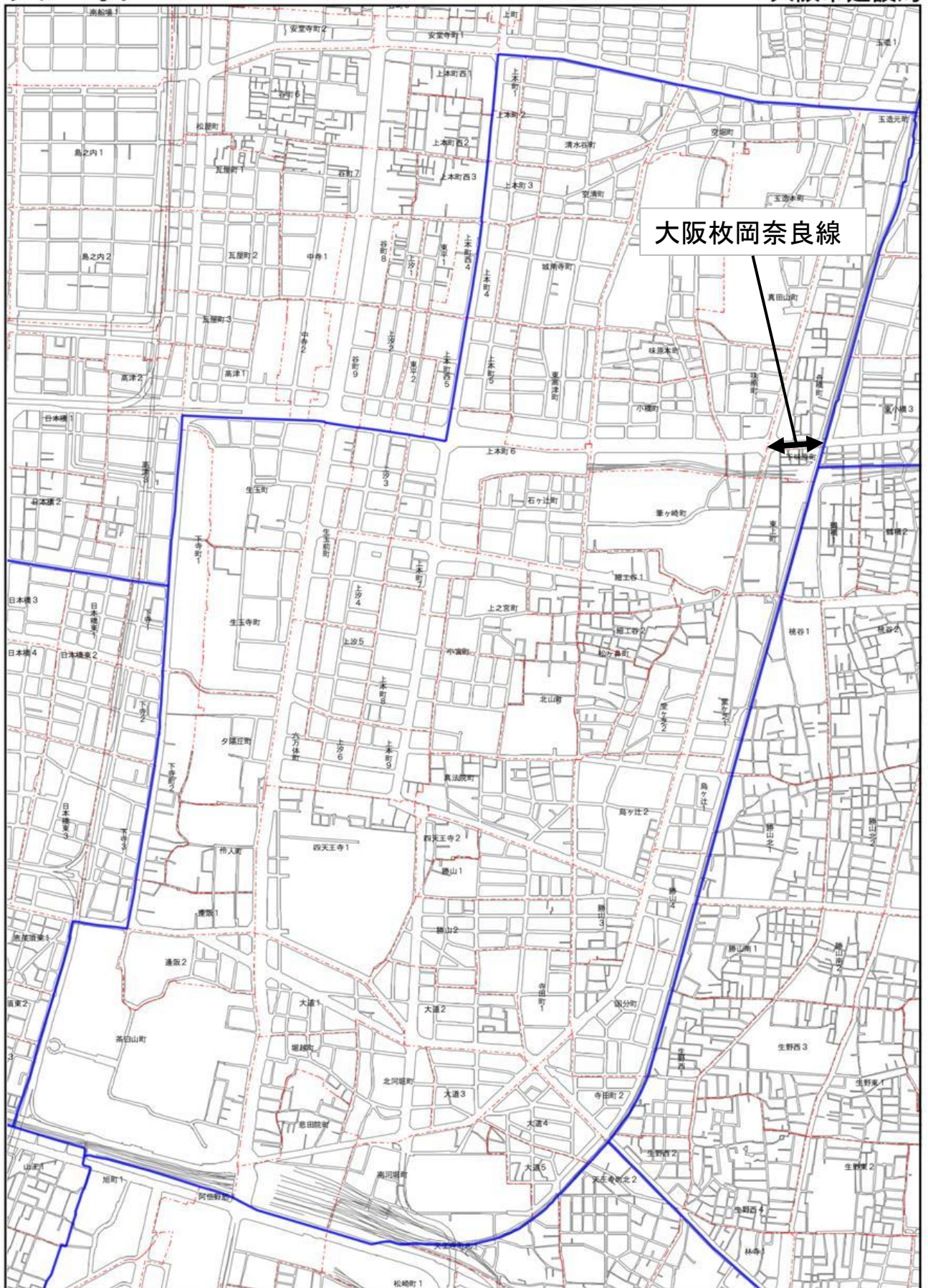
大阪市建設局

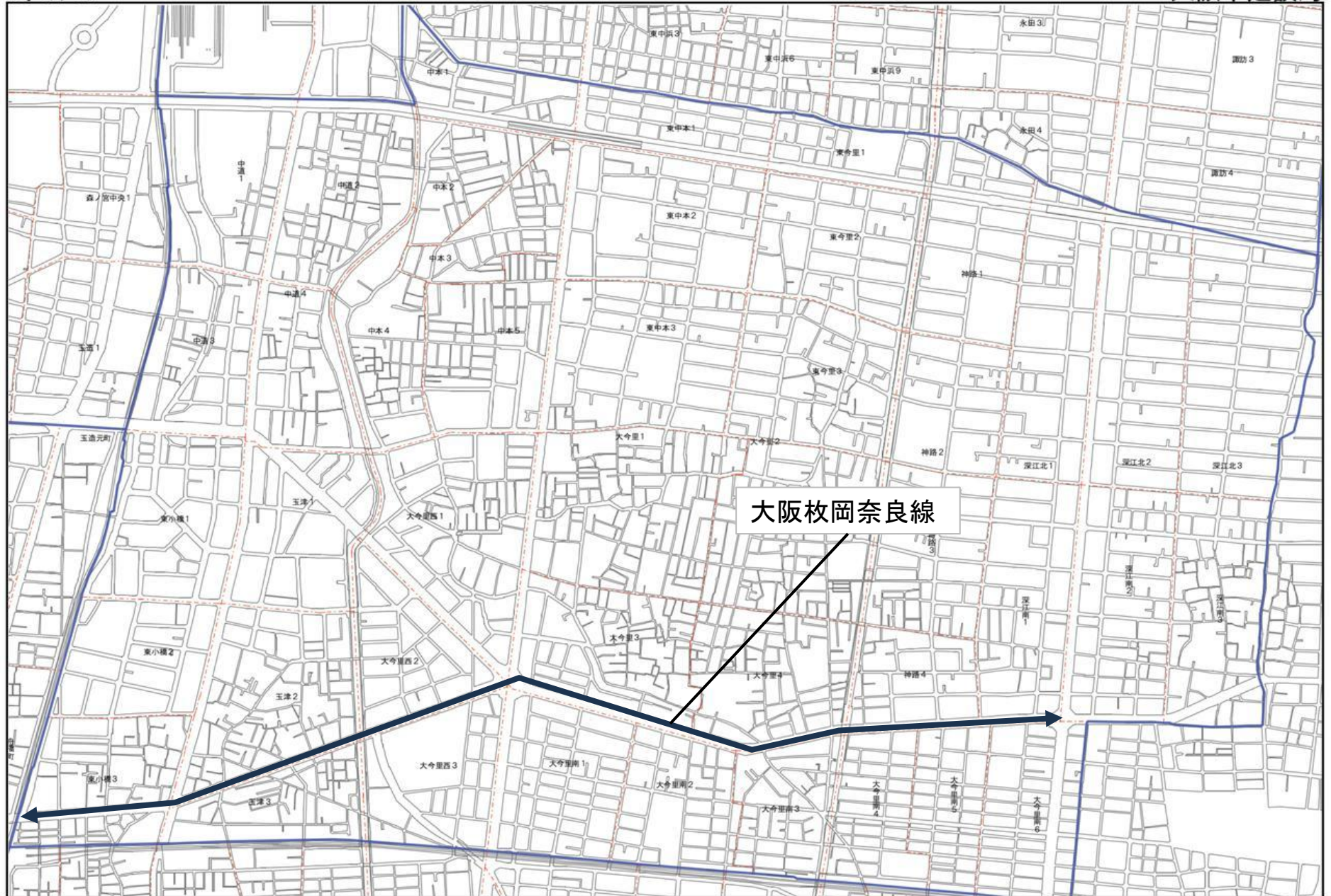


福島区

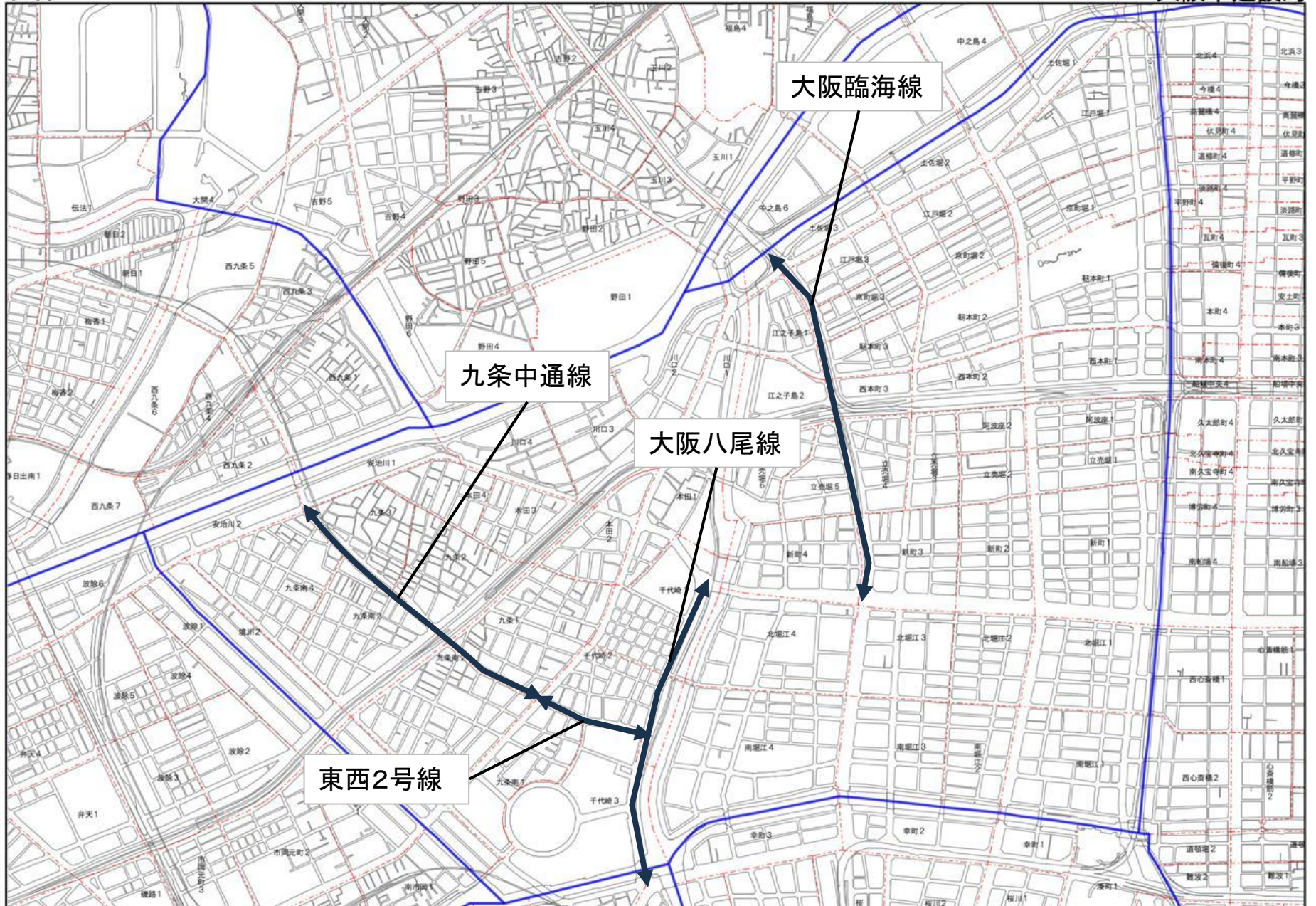
大阪市建設局

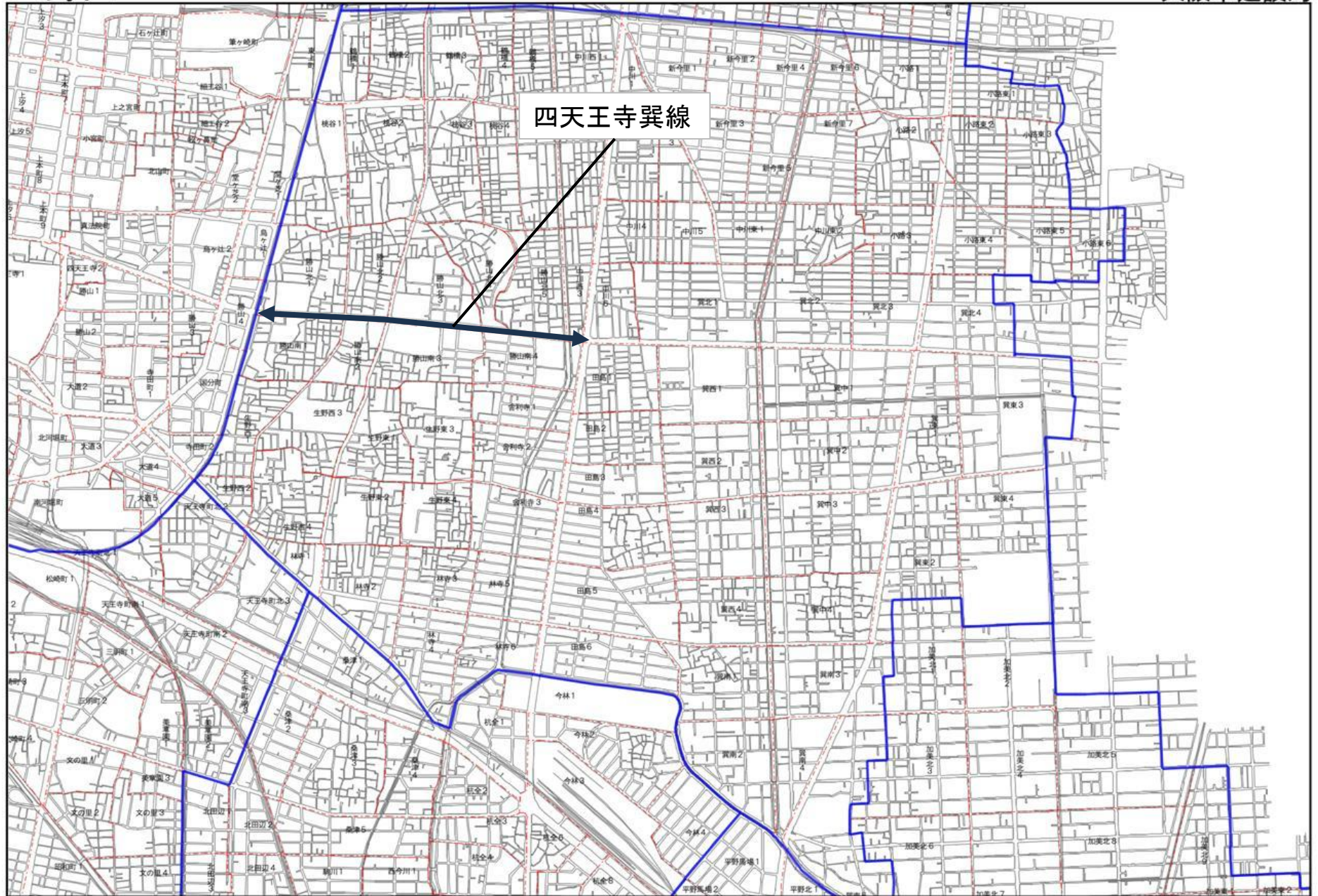


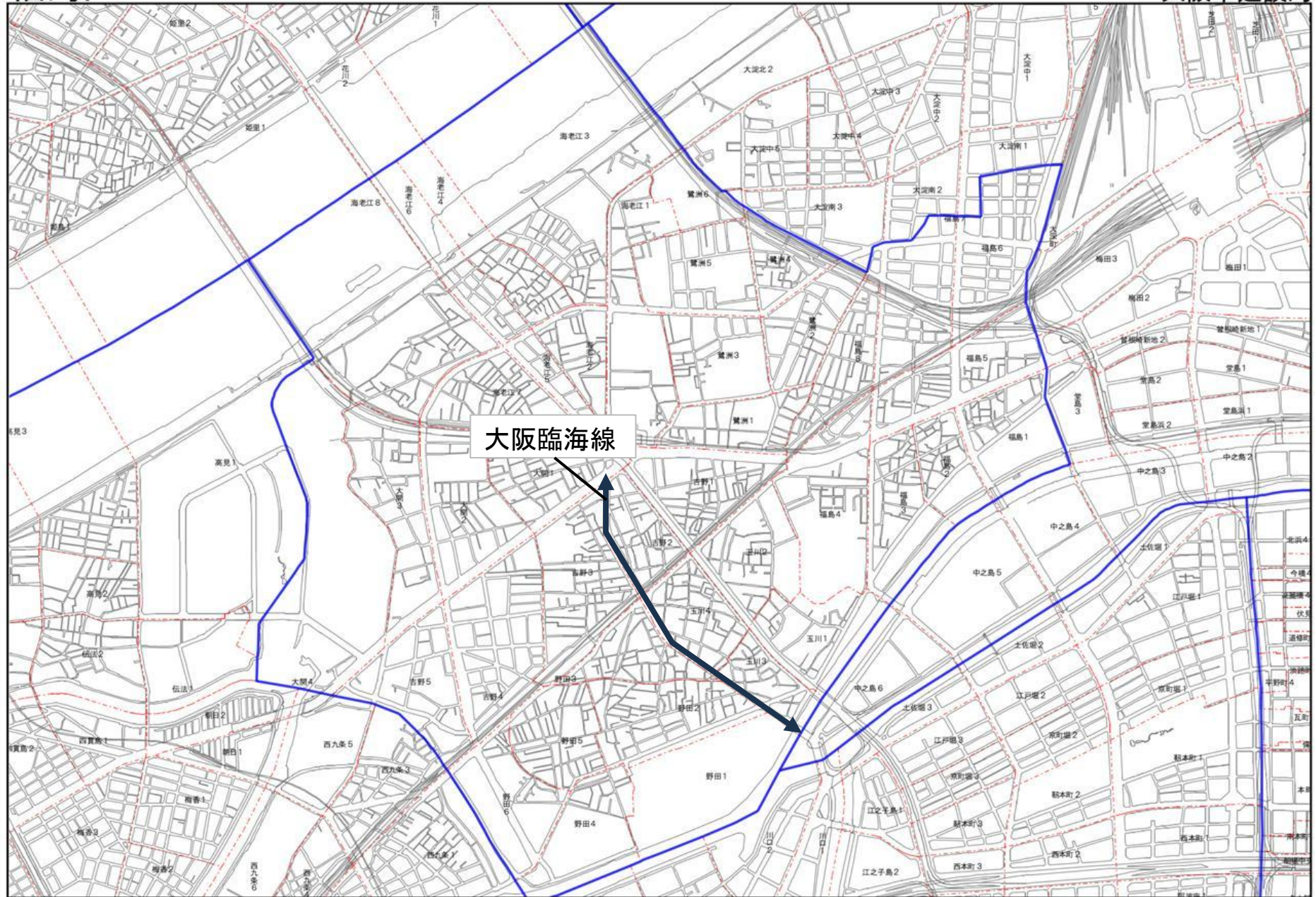


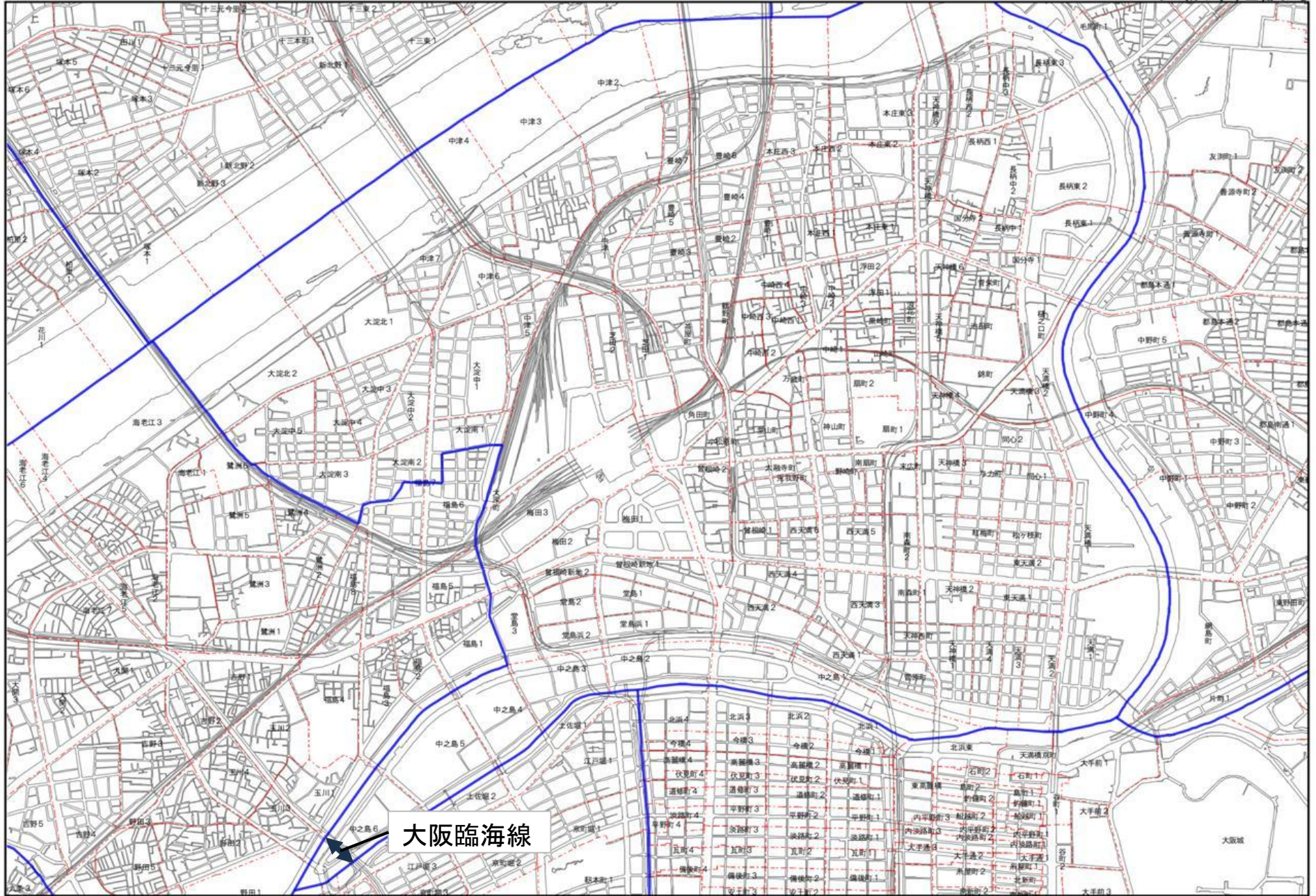


西区









# 浪速区

大阪市建設局

